

大谷學報 第十三卷 第二號

尊王論より
民權論に至る

忠義觀念の展開

徳重淺吉

- 一、はしがき
- 二、革命と道義觀念
- 三、江戸幕府と忠義觀念
- 四、復古國學と將軍政治
- 五、佛教と江戸幕府
- 六、幕罪略
- 七、佐幕派の忠義觀念
- 八、幕府の覆滅と士節
- 九、穩順論者の尊攘運動觀
- 一〇、志士の忠義觀念
- 一一、幕末殉國の義士
- 一二、維新浮浪無賴の徒
- 一三、新社會關係の出現
- 一四、諸藩廢止と忠義觀念
- 一五、文明開化と忠義觀念
- 一六、新國民社會と皇室
- 一七、自由民權家の天皇權
- 一八、自由民權家の政府觀
- 一九、憲法制定と忠義觀念
- 二〇、むすび
- 尊王論より民權論に至る忠義觀念の展開

一、はしがき

曾て西田直二郎博士の武士階級の道義觀念といふ講演を聞いて非常に興味を覺えたことがある。該講演の大旨は、大きな社會的變動の起りしとき、新たなる社會關係が成立した場合には、それが暗黙の間に各個人にも影響して新らしい道義觀念が起り、従つて生活の上にも倫理的思考が最前線に出て來るのが常である。之は我國の武家勃興時代に引きあてゝ見ても同様な姿が跡づけられる。元來公家の社會では生活の目標、行動の價値を個人においた。太平の世に官位文材を以て號令し得るすればこれも自然の道行きである。然るに武士階級發達の過程には爭鬭が本質的な條件をなす。故にたとひ無事の際でも、亂を忘れぬことが必要である。即ち戰爭は假象意識となつてまで人間の活動を支配する。そこで平常にも之に伴ふ道義觀念が生活の最前線に立たざるを得ない。その例として、鋒起といふ社會の秩序を亂し、公安を害することが許容せられ、また方人とて之に合流し援助することが是認される。これは從來の個人から離れて、多數の中に正しきものありといふ意識判斷の上に立つ、そしてこの新しい德義觀念の形態が、先づ武家社會成立の前提をなすものであるといふのであつたやうに思ふ。予は豫てから理論は行爲の justification たる職能を持つ。その justification の如何が歴史上に於ける人間行動の價値なり、時代文化の健否を決定する要件なりと考へてゐるが故に、これにヒントを得て、いつか維新前後の思想界にかういふ考察を加へて見たいと考へた。そ

れが本稿を物しようと志した初めである。だが、かかる社會變革期に於ける實際生活の最前線に現はれたる道徳的判斷をすべて階級意識の上に立つものとして論することは余輩の敢てしない所である。

二、革命と道義觀念

言ふまでもなく維新の改革は、名義形式の上に於ては、我が特殊なる國體に即して王政復古といふ形をとり、それ故に改革に終始したのであるが、その實質内容に於ては、革レボリューション命と云はれる程の大變革であつた。凡そすべての革命は政治、社會、經濟、教育等凡百の制度の上に於けるやり直しであり、従つて又必ずや思想上に於ける過去何百十年かの間の文化の清算が先立ち之に續いて更めて新らしい原理の上に立つ文化創造をして行くことが必然的に隨伴する。そしてこれは最も明かに教育の上に開顯せられる。何となれば、すべてそれ等の革新は、畢竟するに人間行動の評價の仕方、文化現象特に善惡利害の觀念の相違に基くものであり、而してさういふ新しい考へ方の上に築き上げられた道徳や慣習に隨順合致するやうな人間をつくることは、新文化を建設し、それによつて新制度の永續を圖るものにとつて直接緊要事であるからである。それ故に革命或は大改革後の政府はどこでも新らしき國民の、社會の目標を示し、之に合致するやうな教育方針を定め、進んで之につて國民思想の統一まで策するのが普通である。特に現代の如く社會意識が發達し、革命がかねて

から階級闘争の手段として計劃的に行はるゝ際にあつては、之は明瞭であり、今のロシアでもプロレット・カルトの創造といふことが盛に唱へられたのであるが、明治維新の如く、革新が主として政治的に行はれた際でも、社會は無意識的にかかる方向をとり、結果は自ら新文化形態の創造となつた。蓋し理論として意識はせずとも、前代の建て前で凌げなくなつた社會は、それを事實問題として要求し、この要求が實は常に變革の機運となり原動力となるのである。見よ維新にあつてもどれ程前から王政復古の叫びと經濟生活の建て替へと宗教信仰の上に於ける不合理の撤廢、改善が唱へられてゐたことか。そして是等の要求の複合力が尊王攘夷といふ旗幟の下に復古一新的偉業を成した。だから復古すれば直に創業といふ新旗幟の下に萬機御一新の道を辿り、今日見るが如き新文化の創造を成就したのである。

かかる理由から大きな政治的變革は必ず大きな社會的變革を伴ひ、又思想的變革までもいざなふ。否此の思想的變革まで出來上つた時に至つて眞に改革(革命)は完成するのである。だから思想は革新の初めをなし終をなす。史家はこれによつて變革の兆を知り成否を判する。かくて長い變革の時の流れの源委に立つて見れば、それは全く機構、形態を一變して居り、そこに住む人々の考へて居り求めてゐるものは方向色彩を全く異にする。約して云へば前と後とでは人々の住む世界が全く違うのである。そしてこれは最もよく教育、その中でもそが又正しいとは認めらることを許さるゝ道義觀

念、即ち人間行動の justification の仕方に於て明瞭に現はれる。カヴァッキーが「倫理と唯物史觀」で社會的變革の進行する時には倫理學が最前線に立つと說いてゐるのは此の意味であらう。

三、江戸幕府と忠義觀念

夫れ江戸時代の社會が最も重要視し、最も鋭敏に感受してゐた人間生活の規範は忠と孝とであつた。就中大義親を滅すとか、主従は三世とか謂はるゝ如く、忠を最も重しとした。かくて此の道の理論的説明として最も進んでゐる儒學、その内でも宋學が心から歡迎せられ採用せられた。種姓をなみして解脱と救濟とを説く佛教すらが眞俗二諦を重視して五倫五常の教を五戒十戒の上に當て嵌める。神儒佛三道の粹をとつとたいふ心學は専ら忠孝の勸化を本とする。すべてはこれ忠を最初の出發點とし最後の歸着點とする倫理觀であるが、それは全く時代か、社會が最も強く要求する所であつたからである。そこで六代將軍家宣の短い治世を除き、五代將軍綱吉の就職以後始ど二百年間の久しき武家統制の憲章とせられた天和度武家諸法度の第一條にも「一、文武忠孝を勵し可正禮儀事」とある。諸士法度は寛永度から、常に「一、忠孝をはげまし禮法をたゞし、常に文道武藝を心がけ、義理を專にし、風俗をみだるべからざる事」を以て始まる。是れ全く時勢の要求するものであつたからで、之に就ては明治初期によく讀まれた佛人トックヴィル氏の書中に「封建社會全般ノ組織ハ唯君主ニ忠ヲ盡スノ一念ニヨリテ維持セラル、モノナリ。苟モ之ヲ擊破スルモノハ是レ亂政ノ

關門ヲ啓クモノナリ（〔徳富猪一郎氏、新日本之青年ヨリ援用〕）とあるさうであるが、實に然りといはねばならぬ。

ところでその忠を盡す直接の對象は何であるか。云ふまでもなく大名である。その理由とする所は、士人につては御扶持をいたぢいてゐるから、庶民につては治安を維持して我生を全うさせて下さるからと云ふのであつた。つまり封建社會の組織は恩給分與に基く主從關係を根幹とするといふ史家の説によく合ふわけである。このことはこゝに管々しく文献を引くまでもなく江戸時代の經濟書や教訓書に隨所に現はれてゐる。

總じて當代の人々は己れの屬する藩を一獨立國と考へ大名を主權者の如く見てゐた。各藩廳もさういふ態度をとつてゐた。藩内に出す法令や留守居同志の交際、藩士相互の文通などには此の趣がよく見える。御國家、御國中、弊國、藩國などその一例である。然しながらどんな外様の大藩でも參觀交代や登城、献上物などを始め江戸幕府の統制を受け恩削改易までせらるゝのは現前の事實である。大身の藩士でも江戸に於ては小祿の旗下から、陪臣者として輕蔑せられた。將軍家の威光はその臣僚にまで御老中、御奉行さては御家人と御の敬稱をつけしめる（尤も諸侯に於ても御家老、御家中など稱へしめるが、前者から轉用したものである）地震雷火事親爺、まるで人間の中では此上なしである。そこで將軍にはどういふ概念を以てしたかといへば、予は「公儀」といふ二字に顯はざるゝそれと考へたい。お上もあるが、これは大名でも用ふる。そして此の公儀は天下萬民を率ゐ

その治安を維持し、生命財産を保護し、忠孝仁義の道を體達せしめられるものといふ點まで昂揚して考へた處に、國家統治の最高實權者としての將軍の倫理的説明が聞かれる。即ち予をして云はしむれば、之こそ力によつて獲られた徳川家の支配權が道義的是認を受け得た理論であり、將軍職のjustification である。

此のことは最もよく赤穂義士の處分一件に於て見らるゝ。蓋し大石良雄等四十七人の行爲は忠の最上を盡せるもの、士風漸く頽れんとする時に武人の龜鑑を示せるものとして、一世の賞讃を博し、その名も義士、義人とつけられた。それ故にこれが處分のことが問題となるに當つては、當時の諸侯・學者・司人は其の志を哀れみ行を愛でゝ賞與優遇すべしとするものが多かつた。然し結局實際問題としては、「企新儀結徒黨成誓約」(天和武家法)(度第五條)とか、「徒黨を結び、或荷擔或妨をなす儀停止之事」(寛永諸士法)といふ法の精神に觸れるものとして、たゞ死を賜ふといふ形式に義人として待つといふ意を寓して處斷された。これ即ち普通彼等が考へて居り、又その爲には死すべしと教へられてゐた、己れの仕ふる處より上にそれを規制する將軍の掟があつて作用したのである。而もその作用は次の如き理由に於てした。それは此時綱吉の顧問に備はり諮詢に應じたといふ荻生惣右衛門の意見に見られる。

義は己一身を潔くする道であるが法は天下全民の規矩とすべきものである。故に禮を以て心を制

し、義を以て事を制する。四十六士は誠に侍たるの耻を知るもので、自己を潔くする道に叶ひ義を行へる者であるが、然しこれは彼等の黨派に限ることであるから畢竟するに私事である。蓋し長矩はもと法を犯したものであるのに、其臣下が公義の免許もなく騒ぐのは法の許さない處である。されどその事たるや義なるが故に、罪を決するにも侍たるの禮遇を與へて切腹仰付らるれば、彼等の忠義を輕んせず、公の法も害はず後世に範とすべきものである。(徂徠擬律)

即ちこゝでは、たとへ既に改易になつたとはいへ、三世を貫き肉親を滅する大名との主従關係が私黨私事とせられ、従つて天下全民の規矩を保つ公義の法に牴觸するとされる。公義即ち御上かみ、上様うさまの威光は公事公黨、そして四十六士の行爲に恕すべき點があるのは、武士たるの恥を知り一身の名を汚さなかつたからである。幕府はこゝに至つて、まがふ方もなく天下萬姓の統治者たるの道義的根據を附與せられ、倫理的是認を受けたりと考へられる。言ひかへれば馬上に得た力が道徳の世界にまで昂められたのである。

四、復古國學と將軍政治

將軍政治の説明がこゝまで來れば、之を異朝に於てしたならば寧ろ王朝制度の説明の完成である。だから當年の思想的狀態に於ては、之を以て江戸幕府建設事業の思想的方面に於ける完成と云つてもよい。當代の儒者が好んで使つた神君、神祖といふ詞はこの意味で特に意味が深いやうに思はれる。

だから此の後、復古の風尙國學の勃興につれ、我國體に對する知識が明になれば、又それに伴つて抑今之世の斯くまで愛たく治りぬる事は、もはら東照神御祖命あつまつらとうじゆそむのひこの、天照大御神の大御心を御心として、御孫尊天皇みまことのそらめいの大朝廷おほぢょうの中頃の御衰へをもて直し奉り、彌榮みゆきに御榮え座まさしめ、彌尊みゆきに尊そんみ敬ひ奉り給ひて、天下を鎮め給へる御功績の實じつの道に叶ひ給ひて、天地の神相うづなひ座すが故なり。（本居宣長おほき臣の道）

といふ解釋が出て來る。此に於て將軍政治は皇祖天神を始め、廣く天神地祇の是認許可までも受けたといふことになる。日本國體の特殊性に即した將軍政治の説明もこゝに完成したと見ねばなるまい。だからこれは當然武家政治全面にも及んで、諸侯大名に對しても、

然れば此の東照神御祖神の天照大御神の御心により、天皇の御依よきしによりて天の下預り申し行はせ給ふとして、又國々か別け依して其君々に預け置き給へる御政を受け繼ぎ給ふ國々の今の君にも、又其本を尋ねて天照大御神の大御心を御心として、彼の御祖命の御おもむけに背き給はず、違ひ給はず、能く守りて治め給はむぞ實の道にはあるべかりける。（同上續き）

といふ説明と教訓とが加へられる。然し問題はさういふ東照神御祖命はとにかく、その子孫の誰彼までもが天の下預り申すこと、及び又その將軍より今の君々が國々を別け依さして預けらるゝ如き制度の上に、天照大神の大御心が正しく宿り得るか否かといふ處にある。これは本居といふ紀伊大納言に仕へた大學者の言論よりも時代が正しく認識する。否してゐた。そこに予は本居學の環境性と言はうか、穩健性と言はうか、とにかく彼自身の時代人としての世俗的な賢かさが顯はれてゐる點があるやうに思ふ。がそれは本居のみではない。彼に比すれば慷慨熱烈、儒佛の攻撃には舌端火

を吐いて已まなかつた平田篤胤でも、

東照大神御祖命、マス／＼世ヲ平穏ニ治メ給ヒ、其頃マテモ天下ノ大名ダケ足利ノ世ノ風ニ習ヒ、ナホ朝廷ヲ畏ミ奉ルヘキ理ヲ忘レハテタル如クナリシヲ、東照宮其武徳ヲ以テ天下ノ大名タチヲ悉ク帥ヒ坐シ、其尾前トナリテ天皇尊ヲ御崇敬マシ／＼ケルニ、宸襟安ク天下ノ人民始メテ安堵ニソナレリケレ。其趣マコトニ千日ノ旱リニシボミハテタル草木ノ、慈雨ヲ得タル如クニゾアリケル。サテ慶長二十年七月に定セ玉ヘル禁中諸法度ノ初條ニ、天子御藝能之事第一御學問也、不學則不明古道、而能政致太平者未之有也云々、殊に禁祕抄御學事要之事云々トアリ、コハ最有カタキ御文ナリ云々。（玉だすき卷二）

といつてゐる。江戸幕府は尊王論の母胎であつた復古國學にも justify されたのである。

五、佛教と江戸幕府

がこんな觀察は、もつとよく庶民教育の役目を果してゐた、心學道話や佛教法話に見られる「箸とらば天地御代の御めぐみ、父母や主人の恩をあぢはへ」。「身の科は思ひもしらず主親を、そしる人こそ哀なりけれ」。「主に忠親に孝行あるならば、蓑笠もやろ梶も袋も」（（福神のうた））。「恵みある主親おがみて後のこと、神も佛も第二第三」（（以上四首文政六主從心得草））。心學道話のことはこれだけ引くのも蛇足であらう。

佛法法談についても喋々を要しまいが、此頃一寸珍らしい本を得たから一二紹介する。一つは「朝日廻免く美」といふ一巻の刊本、何れ淨土宗鎮西派の僧侶が出したものであるには相違ないが著者も刊年も見當がつかぬ。その中には先づ

抑我大日本國人皇第一神武天皇よりこのかた、今此御代のごとく大平安穏の御代はなかりけり。これ他なしがまくもかしき
東照神君廣大仁慈の御惠みにてへありけり。

とて家康の恩徳を示し、それに續けては、

されハ此御世に生れあひて忠孝をはげむ志もなく佛神をたふとまず、いたづらに明し暮し、殊に念佛申さざる人ハ 神祖の冥慮
にはづれたる人といふべし。

といつて之を報謝する道は忠孝を勵むことゝ神佛を信仰すること、就中念佛を唱へるにありとして
ゐる。まことにぬからぬ説教振りであるが、その所以は、神祖櫛風沐雨五十年にして天下を平らげ
御清運をひらかせ給ひしは、全く大慈大悲の御ごろにて菩薩の武勇を振はせ給ひし故である。そ
れは遠く永祿三年五月、今川義元の亡後神祖菩提寺大樹寺に入らせ給ひし時、住持登譽天室上人が
今は天下打ち亂れ、萬民名將の出現を希ふ際なれば、君は須らく名利榮耀を求むる私心を捨て、偏
に國家萬民を安穩ならしめんとの公正な大慈悲心を發して軍陣に向ひ給ふべし、然らば此直に佛心
にてましませば、佛神御志を哀愍加被して、怨敵自ら亡び仁德四海に至り天下を安かに治め玉ふ時
あるべしと訓へ奉り、さて御旗に厭離穢土欣求淨土と記し奉つたが、君はそれより之を守られたに
因るといふ。かくて増上寺を始め關東十八檀林を定め知恩院も恢廣修造せられたが、それは特に意
味がある。即ち昔圓光大師御在世のとき、加茂大神宮常に降臨ましゝ、淨土の法を愛樂せられたか
ら、大師も常にかの神前に歩みをはこびて末代念佛弘通の御契約深くおはした。その下加茂の御靈

は神武天皇であらせられるから、神君も殊に御崇信ましまして、天下一統のことを常に此の神に祈られその御加護を被られたのである。それ故に神祖が念佛の法を弘むる外護となられたのは、圓光大師の素願に應じ神武天皇の神慮に叶はせ給ふのである。かくて神君は常に淨土に生れて後、還り來つて權に神と現じて永く我國を守護せんと誓はれたが、果して日光山に跡を垂れて萬々世天下の依頼と仰ぎ奉る。次いで臺德院様○秀忠は常の御願に、神君は神とならせ給へり、我は佛となりて永く國家を護持し侍るべしとて増上寺に鎮りました。「神佛相ともに天下を守らばあに大なる日本の幸ならずや。されば今世にありとある人、若し忠孝の道をはげみ、佛道を尊み念佛を申さずんば神祖の御本意にもどり、今世後世の冥加に外れ御罰を蒙らんこと疑を入るべきなしといふのである。

今一つは國恩辨。慶應二年冬十月美濃專稱寺正聚房僧純○真宗の著述である、寫本一卷、僧純時に七十六歳、その第一治世安穩の恩の説法の條下に、

往昔へしらず、應仁のころは血にそみ矢に死する者その數をしらず、修羅の苦み掌をさすがことし。爾るに慶長のころ厭穢欣淨の旗をあげて佛教朝敵の賊徒を強伏したまひしより以來、雨塊○モクレを犯さず風枝をならさず、四海波しつかにして實に希なる多年の御治世、これ偏ニ神君の御高徳と仰ぐへし、たとへハ領主地頭の御守りへ提灯のことく、祖師善知識の御教示へ燈のことく、もし提灯の紙がやぶる、と燈は消る道理なり。爾レハ佛法を信する者へ別して治世の御恩澤を難有存し奉るへきものなり。去りながら近年へ穏かならぬ事なれども、未だ亂世と申場にも至らざるへ神君の御餘徳なりと仰ぐべきものなり。

第二は善惡賞罰の恩、そこには説明本文の外に注として妙好人傳から實例を引いてゐる。石州龜谷

村の上島九兵衛といへる同行、あるとき途中にて犬の喰合ふを見て、扱々ありがたき事なりと云ふ。同道のもの其のわけを問へば、九兵衛いふには、「犬にハ御殿様がなきゆへ強いのが弱きをあのやうになります、爾るに御互ハ強いものにも恐れなく無理は無理といはるゝは偏へに御領主の御影ぞと落涙して喜びしとなん」。「又ある同行ハ領主の關東へ御通行の砌り妻子を誘引して道の二三里も御出迎申上て私への御苦勞なりといひて落涙して喜びしとなり」その他第五の生涯撫育の恩には、破邪顯正鈔の中より

專修念佛の行者、在々所々において一謹をのみ一食をうくるまで、總じて公家關東の恩化なり、別してハ領主地頭の恩致なり、公私について更に違背の義なし。

といふ句を引き、第六住處無事の恩には、

其國其處に住みてそれ／＼の家業をつたへ衣食住の助とし家内眷族無事に今日を送るハその國の御領主の御蔭なり、その故は十万二十萬の御高をその領分の百姓に耕作を仰せ付けられて、米納銀納をもて殿の御入用その餘ハ家中の面々へ御配分、その家中ハその扶持知行の助勢をして諸色萬物を町家ニ調へ、町家ハそれを商ふて當分の利潤を得てその日／＼の渡世をなす、又百姓ハ御田地の耕作をゆるされて今日安穩に暮らさるゝ事なれハ、其御恩を思ひて働くならぬ。男といふ字ハ田の字の下に力とかく事なれハ、君の御田地に力を入て作り取りて年貢諸公事を具に沙汰をいたし、何事も奢ぬやう寒暑もいとはず耕作を大事にするハ百姓の實て天地に叶ふ。夫が冥加を知るといふものなり。

と教へてゐる。佛教はこゝに於て完全に、徳川幕府の要望しさうな方向に民を教化し、大名領主の希望するまゝの布教をしたのである。前に引いた本居宣長の臣道でも、「或人(○實は紀)今之世に古の

道もて國に仕へ國を治めむ心ばへは如何にあるへきと問ふに答へ諭す書」とは内題であつた。徳川氏の封建制度は國民の各階級、文化全般に亘り、思想的にも中々根蒂が固い。宗教も亦阿片なりといふ言葉によくあてられるやうな色彩を持つてゐる。

六、幕 罪 略

江戸時代の國民社會は實にかくして安定してゐたのであるが、天保以後になるとそれにも動搖が來た。嘉永以後の外交問題は一層それを大にして、變化のテンポを迅くした。勿論その動搖變化限りない中にあつて人々は事毎に判断に苦しみ去就に迷うた。倫理的思考は自ら行動の最前線に持ち出されざるを得ない。そしてすつたもんだの十五六年、その内でも特に文久二年から明治一・二年に至る六七年の間に、先づ大體新らしい社會的機構成立し、それに伴ふ新らしい道義觀念も組み立てられた。それを今先きから述べた忠義觀念に於て見やうといふのである。

その第一は言ふまでもなく一般國民が皇室を再認識して現實的生活にまで引入れ奉つたことである。先づ將軍の上に天皇が在すこと、大名の封土は天皇より預り奉り居れること、天皇が大本の上で普天率土の兆民の主君であらせらるゝこと、是等が單に一部學者や公家朝臣の學說傳承でなく、廣く一般國民の信念の上に甦り、現實の問題の上に強い力を持つて來たのである。曾て徳富蘇峯氏はペリー渡來の際に於ける宮部鼎藏の書翰中に、皇國の字あるを以て彼等が藩國以外に全國あることを

眞に知つた證とされたが、予は重ねて同人から文久二年書いたものに、今迄は幕府に望を嘱してゐたが、もう駄目だと覺つた。此上は之を併して朝廷の下に全國直屬一致する外はないといふ意のものがあつたことを擧げたい。これ即ち尊王論が學說や傳承から推展して實際政治の上に力を持つに至つたことを示す。そして蘇峯氏もトックザヴィルの「封建ノ制度ハ人ノ眼中ヨリ國家ナルモノヲ隱蔽シ愛國ヲ以テ無用トナスモノナリ」といふ言を引いて皇國の發見即ち日本國なる思想の浮出が封建社會の顛倒を物語るものである意を述べられた(新日本)通り、日本我の前には藩我はその存在を許される餘地がないのである。將軍家の威光の失墜と支配力の消失が、そのまゝに之を併す爲に働いた各大名、武士のみならず、その階級を中心とした當代の社會組織の全體まで否定せねば已まなかつたのは此の故である。

然らば、こんな制約の下に推移した社會的變動の下に出現した、新らしい道德觀念の形態はどんなものであつたか。藤井甚太郎氏は、明治維新史研究所載の侍階級論の中に小言を費して、忠の對象が藩主から天皇に代つたこと、そのために藩主の考へ方が變つて、文久二年の小河一敏の上書には、朝廷は大君、諸大名は小君なりと述べたが、之は未だ絶対の決論とは云はれぬ。そこになると「復古論」の著者などは徹底的に京都大君主義で、食祿の故を以て諸大名にも忠を勤むべしとなれば、遂に米を直接渡す藏役人に忠を致さねばならぬであらうと冷評して居ると書かれたが、何れも恰好

の引例である。たゞ予は未だその「復古論」なるものを見ぬが、之とは別の「復古論」、即ち第一は名義世運諭解、第二は世運諭解になつて居り、第三の奥書に「戊辰八月朔夜、於京華僑居小洲處士漫筆」云々と奥書してあるものは前から讀んでゐる（小洲處士は何人なる）、その第一（第三項）には

一、方今諸侯ノ領地ハ幕府ヨリ賜ヘルモノトシ、或ハ幕府ト君臣ノ義アリト公然トシテ談ヅル者アルハ笑止ナル事也。如斯云フ時ハ、幕府テモ其君ヲモ逆罪ニ陥ル、也。其故如何トナレバ、尺土モ王土ナラザルハナク、一民モ王民ナラザルハナシ、剩へ此皇國ヲ天朝ヨリ幕府ニ賜ヒシ事ナシ、然ルニ萬一此王土ヲ私領トシ、王臣ト君ハ義ヲ約スルハ叛逆ナリ。抑賴朝ニ天下ノ總追捕使ノ勅許アリシ以後、私ニ盜ミ領シ來レルヲ、足利以後世々ノ將家其盜物ナルヲ知ラヌ特傳ヘシ也。然レバ今ノ領地ハ幕府ヨリ諸藩ニ分チ預ケラ、且王民ヲハ其從屬トセラシトスル時ハ、幕府ノ事業モ美ナルヘシ、然ルニ其領地ハ幕府ヨリ賜ヘリトシ、幕府ト君臣ノ約アリトスル時ハ君侯ノミナラズ幕府ニモ叛逆ノ汚名ヲ蒙ラシム也。況ヤ官位ハ朝廷ノ賜物ナレバ官位ノ號アル人ニ至リテハ、猶更王臣ニ混レナシ。

とある。かういふ理論を主張する人、それも身分高からぬ處士が、「元弘ノ復古ハ上ノ思召ヨリ出來タル事ニテ、下萬民ノ心ヨリ起リシニ非ス、此ノ故ニ上ノ思召聊動キテ忽チ武家ノ政通トナリ。然ルニ今度ノ復古ハ右ニ反シ、萬民元弘ノ覆轍ヲ恐レ居ルガ上ニ、草莽ヨリ勤王ノ論起リ、最初ハ浪士ヨリ始リテ藩士ニ及ビ、藩士ヨリ大夫ニ至リ、大夫ヨリ君侯ニ及ビ、終ニ草莽ノ發起盡力ヨリ日々盛大ニナリ自然ニ復古シタルナレバ、萬ガ一モ上ノ思召ハ變更スルトモ萬民ノ心ガ變セサレハ武家ニ政道ノ戾ルヘキ道理ナシ。」（同上第）といふ自覺を持つてゐるに至つては、維新成功

の所以もさることながら、時代人心の變も亦驚くものがあるではないか。此の小洲處士が云ふ浪士に坂本龍馬がある。彼は見様によつては復古維新劇の脚色者である。それが慶應二三年の頃やらん一方今の江戸を目玉とし京都帝王の玉座を腹臍とす、目玉は潰れても腹臍あれば活きてゐる(英將祕訣)と看取した。正に京關東の價値の反覆である。然し復正の意味を持つ。この腹臍は下々の心が實體をなしてゐること喋々を須ひない。

幕罪略といふ小冊子がある。「文久五年於京都東山寓記之 下野國草莽 無名氏」との奥書あり、世に蒲生君平の著と稱されど文體内容より見て必ず然らず、それを大江建が何時か活版にしたものと一昨年入手した。中には二十二ヶ條を擧げて、幕罪を鳴らしてゐる。その第二條

一、此後家康參 内シテ 禁中諸法度ト云條目ヲ定メタリ。朝廷ニハ素ヨリ式令格律ノ御定メアルヲ、武臣ノ身トシテ 朝憲ヲ亂シ 朝威ヲ輕シメ臣權ヲ重フセん爲ニ、三公ハ親王ヲ下ニスルノ條ヲ立テ、己ハ世々大臣ノ任ニ居ル事ヲ定メタリ。且豊臣公ハ天下ヲ一統セラレタル功アリ、其實ハ 皇胤ノ人ナルニ依テ關白職ニ任セラレタルナリ。去ハ此時賴朝已來押領セシ天下ヲ悉ク朝廷ニ返納シ奉リ 徽慮ヲ伺ヒ 大阪ヲ執ラレタルナリ。然ルヲ家康ノ言ニ、秀吉微賤ヨリ出テ關白ニ任シタルハ武威ニ誇リテナリ 抱ト云事ヲ口實トシタレト、自ラ卑賤ヨリ出テ親王關白ノ上ニ居リ、天下ニ何ノ功モナク 天朝ヨリ御任シ有シニモ非サルニ天下ヲ押領シ、私ニ諸侯陪臣等ニ領地ヲ與ヘシハ何事ソヤ。豊公ノ 皇胤ニシテ其任ニ在テ其任ヲ行ヘルト、家康ノ其任ニ非スシテ天下ヲ私シ諸人ヲ欺キシト何レヲ以テ是ナリトシ何レヲ以テ非ナリトセン。有志ノ人辨知セスンハ有ヘカラス。

秀吉論の過褒曲解、聞くに堪へざるものあるは且く措く、而もかゝる考は、禁中諸法度觀と共に、

たしかに感情として前から一部には傳はつてゐた。それが更めて物を言ひ出さうといふのである。たとひ、いかに敵意をもつて書いたと云つても畢竟この種の議論は感情の合理化である。これでは幕府も、又延いては「諸侯陪臣」も出直すより外に途があるまい。だから大政返上、歸東の恭順となつたのであるが、それを薩長が幼帝の左右を塞いで聖明を蔽ひ私情を逞うするに因ると言つて脣しとしなかつた會津藩に對し、尾張先候徳川慶勝は、

今藩へ親戚間柄候付進撃如何と心配の輩も隊中ニ在之哉に承候處、大義親ヲ亡スの習聊も無懸念盡力討伐勿論之段一同へ可相諭候(七月十日千賀與八郎殿宛書狀)

といふ態度に出でた。大義は勿論天朝に對しての忠である。之を今、前引「臣道」や「朝日のめぐみ」「國恩辨」の所論と比較して見よ。たしかに時勢は回轉したことを感じ得る。

七、佐幕家の忠義觀念

時勢はかく廻轉したが、然しそれで直に萬人の轉身を見るわけには行かぬ。江湖新聞第二十一號(慶應四、五、發行)によれば石州津和野の龜井家より末家なる龜井勇之助へ先頃來數度津和野へ引越候様精々申遣したれども、彼是自由のみ申立て、殊に徳川家朝敵となりたる後は、急速江戸表を引拂ふべしと嚴敷沙汰に及びたれども、承引致さず、却つて彼へ相與し、剩へ役儀等相勤る心底、不忠至極天地に容るすべからざるの罪科、その上本家を輕蔑し、我意申募り不義此上なれば、以來本末

の間相断り永く義絶すると申達せるに對して、勇之助より届けたる請書には、

私一身之上ニ於て 御義絶相受候罪科無之事ニ愚考仕候、寡君不幸して朝敵之汚名を受候處より 德川家へ相仕 役義等も相勤候ニ付 御義絶と申義ハ愈其理貫徹不仕、いかにと申候ヘバ 德川家ニ於てハ眞の 朝敵たる實無御座、全く一時之汚名を受候迄之義ニテ 朝敵にあらざる事ハ言を不待して天下萬世ニ顯然いたし候處ニ御座候。下略

一、御文面之内剩へ役儀等相勤候心底、不忠至極との御達、抑々不忠とハ何れの君上え對し不忠相成候義ニ候哉、私義徳川家之外ニ君と仰キ候もの無之、不忠之覺無御座候。

一、本家を輕蔑いたし我意申募候段、不義無此上との御文面、乍恐此度之儀決て御本家を輕蔑いたし我意申募り候ニハ無御座、和漢之歴史を讀候ても相知レ候義ニテ、人各其主の爲に致候を忠と申事ニテ、未だ曾て忠にして不義なる事を奉り不申、古より亡びざるの國なく死せざるの人なし、存亡盛衰を以て士の節操を變じ可申哉、唯是忠不忠義不義如何ト見可申、近くハ大石良雄を以て不忠不義なりと申候ものハ決て無之、將又私義此度初て

朝敵の徳川家え相組候義ニハ無之、二百餘年前より顯然たる徳川臣下ニ御座候。先年長州 朝敵と相成候節も長州臣下他國へ去り苟も生を食り不義なる人有之候哉。何卒此邊御遠察被成下度、私義不忠不義罪惡之者なりと而已被思召候ハマ、乍恐思召違ニ可有御座候。下略

とある。此書の主を單に時勢に暗いとか、國體に暗いとか云つて罪する勿れ、彼が住んでゐる二百年來の道義觀急ではこれこそ誠に賞揚すべき武人の態度であつたのである。だからこそ覺王院義觀(○東嶽山執堂、慶應四年五月公現法親王を奉して東北に走り奥羽諸藩の間に事を謀る)も、「以弟討兄臣對君 六十餘州無人倫、曲直唯以成敗論 勅是逆賊、孰王臣(戊辰六月二十) (覺王院義觀)」と罵つたのであり、提封一萬石を一擲して藩士と旗本の脱走兵を率ゐ箱根に出陣した林昌之助は、

臣君ヲ弑シ子父ヲ弑ス大逆無道天地容サル所ナリ紀尾彦ノ徳川氏ニ於ケル臣子也臣等カ紀尾彦ニ於ケル儀同藩ニ齊シ故ニ今同志ノ徒ト其罪ヲ攻メントス是臣等カ微衷也

と憤慨したのである。かくて二百年の教化は下民婦女子をも加被してゐた。

甲府勤番組頭柴田監物ハ甲州之官軍進入之節、守城之説を唱へ入牢と相成し趣ハ既ニ前報ニ之を記せり。扱同人の女某、甲府勤番齋田左衛門と云人ニ嫁し數人の子を設けしが、右變革夫左衛門父某と共に一早も官軍に屬し王臣となりければ、妻大ニ之をかなしみ、時節の然らしむる事なれば、官軍となり王臣となるも是非なけれ共、己人に先だちて且ツ得意顔せるハ人の見る目も耻ぬ不忠不義の武士かな。我いやしくも武士の家に生れ、里方の父ハ義の爲に獄屋につながれ猶忠臣の節を全くせんと思ひ玉ヘリ。我此家にありて父に似ぬ不義の者よと人に後ろ指さるゝ事いかにも堪がたしとて夫に離別し子を棄里方に歸りたりと。近代の烈婦女丈夫なりとて皆人之を歎賞せり。世ニハこの婦人に劣れる男子少なからず、實に耻べき事也（戊辰五月一日發行、江湖新聞第十四號）

後年廢藩の時に當つて、諸藩の農民が藩主の東京移住を愛しみ、引留の一揆を起したり、備前各郡の農民や土佐三郡の小民が舊知事復職を迫つたり（共に四年）、越後の農民が徳川氏恢復朝敵奸賊征伐の運動を起し（五月）たりしたのは、何れもかかる思想の餘曳である。だから維新當初には士風の間に王臣となる、朝臣に代る、勤王仕り難く、勤王御免を願ふなどの言葉が尋常事として用ひられ、新政府は先づ皇上は我國の眞主、朝廷こそまことの御上といふ宣傳からしなければならなかつた。

八、幕府の覆滅と士節

所謂佐幕家、頑愚者がかくの如き態度を執りしについてはそれゞゝ理由があらう。即ちものは

將軍あつて天皇あるに氣付かず。幕府三百年の恩澤を銘じて、朝廷二千年の洪恩（復古）を知らなかつたらう。然し苟くも士分以上のもので天下國家に志のある者或は塾舎藩學等に學んで時代の思想に觸れてゐたものならば、誰でも將軍の上に天皇あり、諸侯封土も天子より預れるものといふ理窟位は聞いて居たと察せられる。それ程日本外史や新論、國史略、十三朝紀聞は士人の間に持て囃されてゐた。本居、平田の古學も弘まつてゐた。いやそれにも増してあの動亂の社會に尊攘派の言分は内心いかに推察してゐやうと、聞えてはゐた筈である。だからそこに強弱の次第はあつても、朝廷を蔑ろにし、天皇の至上權を認めぬやうなことは誰も云はぬ。奥羽列藩や脱走旗下に至るまで、悉く天朝に抗すと云はぬではないか。勝安芳が薩長は逆取順守したと口惜しがつたのは、幕臣としてはさもあつたらう。そこで當代の識者までが「勤王難成」などと平氣で云つたに就いては別に理由が存しなくてはならぬ。そして此の理由が頑愚者を驅つて昂然として「士の節操」を廣言せしむる衝動にもなつたのである。

その理由なるものを例で示さう。林鶴梁は人も知る如く幕末維新の漢學者、壯年甲府徵典館の學頭たり、嘉永中には遠州中泉の代官に抽んでられたが、ペリー渡來の際强硬に鎖港論を唱へ、幕府の忌む所となつて職を罷められ爾來流居して諸生に教ふ。生平日本外史を愛し、死の前日（一〇明治十）には態々門弟に楠公父子訣別の條を講じて遺訓とした。此の識者に左の如き文章がある。

小松生に與へて出處を論する書

七月十日麻溪の隱士林長孺小松君足下に啓す。昨は來過し、諭すに僕當に道の爲に出仕し、伯夷の窮餓、淵明の歸田當に必ず做はざるべきを以てせらる。二日一夜反覆の示諭、誠に足下の情義の摯篤なる、復尋常世人の交に非ざるに感ず。而れども僕頑然として敬服せざる者は蓋々說あり焉。……僕家世々徳川氏に仕へ、祖宗以來歎微なりと雖も之に食すること七世、況んや僕の頑鈍、一朝にして卒伍より擢んでられ累進して布衣の班に列し千石の祿を賜ふ。……王室維新之時に及び、又其の僕寒を憫み、朝廷に請うて祿仕せしめんと欲す、衰老之に從はずと雖も、其徳の厚きこと感泣骨に銘すること啻に七世沾祿の恩にあらざる也。然れども僕退休以來老羸日に甚しく、復出づべきの人には非ず矣、且つ出處進退は士の大節也。前には徳川氏を以て則ち退き、後には王朝を以て進まば、是卑を去つて尊に就く也。啻に節を徳川氏に失ふのみにあらず、又恐らくは罪を朝廷に獲ん……夫伯夷淵明之事は僕因より其出處之節義に感ず、然れども彼二子は特異域革命の臣也、我が赫々自出之邦の如きは則ち、皇統一定、萬古自若、二子有りと雖も豈復其の節義に苦しむ可けん哉。僕の足下に敬服せる所以の者は因より二子に倣ふに非る也。抑々國變之際、臣子之分蓋し言ひ難きものあり、僕竊に自ら量らず、一片廉耻之心を養はんと欲する耳。……僕死して又異域之鬼となるを欲せず、他日國家續大日本史の撰あらば、幸に名を其の將軍家臣傳の末に列するを得ば則ち足れり。幸に足下之を亮せよ。(原漢文、鶴梁文鈔續篇)

文中の小松生は薩藩の重臣小松帶刀清廉に違ひない。時に同人は徵士參與として鎮將府の民政に關係してゐたやうであるが、昌平校の如きもその提議によつて八月再興せられたと傳へらるゝ。乃ち此頃彼が舊知の鶴梁に出仕を慇懃したのに對する辭退の書である。主張する所、我が國は支那と國體が違ふから、伯夷淵明を學ぶのではないが、出處進退は士の大節、卑を去つて尊に就く爲に世々恩顧の徳川氏に背くは之に中らざると共に、丈夫の貴ぶべき廉耻の心を害するとして、續大日

本史の撰を期待し、將軍家臣として之に列せんことを希ふもの、之を詮じつむれば己の仕ふる處に忠ならんと欲するのであるが、それには非運の敗者を見捨てぬといふ侠氣と耻を知るといふ操志がある。尤もこの頃は新政府の運命を危ぶまれてゐたといふことも考へられるが、此文の筆者にとつてはそれは問題でなかつた。云ひかへれば、彼は彼の考へてゐる、名のある所、義の存する所ならば成敗利鈍を顧みずして往くの士であつた。然らばこゝで決論を導いて、彼には儒教や武士道の道義觀と處世觀とが、精神に彌満し、以て行動を支配してゐたといつても差支あるまい。そして之は取りも直さず、彼の行爲は江戸時代二百餘年の人心を指導して來た、儒教と武士道との道徳觀念が是認し justify して居るといふことである。

九、穩順論者の尊攘運動觀

既に「我が赫々日出之邦の如きは則ち皇統一定、萬古自若、二子有りと雖も、豈復たその節義に苦しむべけんや」といふものが、徳川氏に對する士節の操守を恥を知るものとし、それが「人に後指さゝれず歎賞せらるゝ」といふ道義的批判の支持を受けるに就いては、單に武士道的の主従關係のみでなく、之を國家の體制や、大義名分の上から云つても、必ずや價値をおかるべき原據があつた筈である。そしてこの原據に基いて、彼等は我皇國の臣民としても慚づる所がないといふ信念に生きてゐたものであらう。是は必ずしも彼等が國體に關する認識が不足してゐた故とのみ考へることとは

出来ない。人間が生死を賭する岐路に立つて、去就を決するに色々の條件を並べて利害を考慮する。殊に況んやそれが一身一家でなく、同志、一藩等の多數の運命にも拘る場合に於てをや。覺王院義觀の戊辰の日記（六月六日及七）によると、彰義隊の亂後輪王寺宮が轉々流浪して、愈々東北に遁るべく、かねて官軍への引渡を拒んで近海に游戈中であつた榎本武揚等の回陽丸に投せられた五月二十五日夜、榎本は先づ宮の左右を遠ざけて、「宮もし錦旗を建て、南北朝を形成し給はんとなれば、萬民の塗炭一二にあらず、請ふ此の行を謝し奉らん」と申上げたので、宮は「余は已に入道なり、豈世塵に望あらんや、但上は一人を安じ下は萬生を救ひ、以て吾道を維持せんのみ」と仰せられたといふ。榎本さらばとて、一書を乞ひ奉つたので、翌二十六日「彼地江到着之上者、謹慎致居候存寄」云々といふ御直書を下された。上は一人を安じ下は萬民を救ふと、かく云はゞその上と下との關係は云はずして明かである。又上一人の御依しによりて、下萬民を治むる將軍の意義も明瞭してゐる。仍て予は讀者にお願したい。こゝで三、四の項下に述べた所論を想起せられんことを。

將軍が既に、實質的には天下萬姓の規矩を保つ公儀であり、その撻は公法であると考へられ、名義的にそれは天照大御神の御心により天皇の御依し給ひし處なりと考へられたからには、その意思は、撻は、直ちに天皇の御撻とせられる。だから、今その將軍の意志を蹂躪し、撻を撥無することは、又、「罪を天朝にも獲ることでなければならぬ。こゝに當時の佐幕派の人々が執つた道義的判斷

の最後の據り所がある。だからこれは、被治者の立場では、幕府の撻に對する從順の態度としてあらはれ、治者としては秩序維持の主張幕府擁護の運動として現はれる。陽明學者で但馬聖人と云はれる池田草庵が、國體の本義は辨へ、志士の運動にも共鳴する所があつたにも拘らず、士はその位に居らざれば其事を謀らずとて、進んで之に與みすることをしなかつたといふことや、東本願寺の學頭たりし香山院流溫が、

夫ニ付テ儒者トイヘドモ詩文ヲ作り句讀ヲ授ケ記誦詞章ヲ業トスルモノト思ヒシニ、コハ頃ノハ、儒者ハ不爾、身野ニアリテ猥リニ國政ヲ議ス。是其ノ位ニ非ズシテ其政ヲ謀ル不遜ノ罪ヲ犯ス事ナレドモ、其咎メハナク却テ其言ヲ用ヒラル、ニ似タリ。凡々本朝ノ王法ハ專ラ儒ヲ以テ立テ玉フニ非ズ、爾ルニ野儒盛ニ國事ヲ議ス。時ナル哉、コレ又大息スベキ事ナリ（文久三年著、禦謗概譚）

と說いたのはそれである。誠に彼等には長大息すべきことであつたらう。又後の例としては、志士の運動に對する反対、又は自重の意見に見得る。文久二年三月十日、島津和泉久光が國中内藩へ出した布告に、

一、去午の年外夷通商御免許以來天下之人心紛亂致し、各國有志杯と相唱へ候者共尊王攘夷を名として慷慨激烈之說を以四方へ交を結び、不容易企致し候哉に相聞得候。當國にも右之者共と私に相交、書翰往復等致し候者有之哉にて、畢竟勤王之志に感激致し候所より右様之次第に相及候筈に候得共、浪人輕卒之所業に致同意候ては當國の禍害は勿論、皇國一統之騷亂を醸出し、終には群雄割據之形勢に至、却て外夷之術中に陥り不忠不孝無此上儀にて、別て不輕事と存候云々（官武通記、薩州始末）とあるが如きであるが、その久光の公武合體の運動でも、彼の叔父松平美濃（黒田長溥）○福岡先侯には、

當今諸大名に輕々敷勅書を御下に相成、右持參候者は漂々たる浪人扱に命令被爲下爲御持相成候由、右にては眞偽不相分既に私方爾度並に登京途中に差出候得共、餘り不東之儀故不受取差戻申候。一天萬乘之君より勅書、將軍家より外に御使を以御渡之儀今迄御例無之、將軍家に被下候迹も本使副使を以御下に相成候處、右の次第如何之儀に候哉、餘り輕々敷御取計と奉存候。又浪人風情徒黨を結奏聞に及候義を御取上に相成、先般島津三郎並永井雅樂とか申者之說御取用に相成候由、剩三郎へは御劍被下に相成候由、元來薩州は私實家にて三郎も家來筋の者に御座候。右之者を斯御取上は不得其意様に奉存候。徳川家も當今征夷將軍にて御幼君には候得共敢而亂世と申譯にては無之、必竟浪人共四外(海)亂政扱と申觸諸人を惑しめ候儀と奉存候(文久二年十月朝廷への上書、官武通記)

と見えた。朝廷が新儀を開き、浪人風情の意見を聞かるゝなど、言語道斷と言ふこゝろが讀める。

王者の政は萬姓の爲である。天下の廣居に處て天下の公道を行はねばならぬ。行くに徑に由らずといふやうな正義觀念が、こゝにも後押しをした。

一、書令披見候處足下何等之人たるや、皇大國忠士と稱し此度英夷へ金を渡せしを國辱とすれど、最等は些細之小事なり、……足下島山九郎秋龍と記せど天下に知人なし、是極て變名たるべし、未練の至なり、人各生國あり居住あり、足下天下之爲に誠之忠臣ならば姓名を正しく其黨を率む幕府へ出所存を申すべし。其論至義至誠に在ては幕府は勿論天地神明などが容れ給はざらん、姓名を變じ箇頭に張紙し、人心を惑し自ら忠士と稱すれども實は天下之姦賊なり、…………且又諸浪士共京師を始所々亂暴狼籍は何ぞ不届なるや、…………其輩は生命を抛之覺悟なれば、其身は忠義之心得に候半なれども、天下之政體を犯せば逆賊之名は遁れ難し。後略

一、天朝は至尊なり、至尊之御身にては下情には疎なり、故に倭辯姦計には欺れ給ふ。恐多も奸人共其所を得て幕府を纏し朝廷へ媚を獻じ、烈公を楯に取り専ら朝廷へ擬して敍慮を奉欺、陪臣卑賤之所置迄も敍慮と號し人心を動搖さする之謀諜言語同斷也。東照神君御創業以來二百有餘年、天下之政は關東御委任也。天下之爲に至論あらば幕府へこそ申べきに、幕府を指置朝廷

へ申者は實に公武之御間を隔る奸賊なり。假令微慮にもせよ、惡しき事は幕府にては御取用あらず、最全微慮を背にあらず、微慮とてあしき事を示さるゝは臣として君之惡を天下に觸之理なれば、臣たる者之忍ざる所也。近來之の如く輕々敷に至ては天威も下だるなり、是全奸人悪徒之所に出て、足下如きは同列之徒なり、我として我國の威を下し我國を亂る、是則夷賊に加勢を爲す之賊なり、金銀を渡せし小事と我國に大害を醸すと之輕重を考べし。又足下天誅に加はり幕府之役人を討といふ、是何ぞ叛逆ぞや、忝も東照神君御創業よりして二百有餘年恩澤に浴せざる者なし、彼自ら有志と稱し候者すら此事を常に云ふ。……（官武通記所載、文久三年五月江戸新爾替町四丁目西側明地板拵張紙の返答張紙）

宛然として幕閣の代言人である。然しその時、自他共に失政なりと考へた、生麥事件償金支拂を小事とし、天朝の委任を受け天下の爲に圖る幕府の行爲を、すべて天下の名に於て是認せんとした處に孟子風の思想の底に流れてゐるのを見る。また誠の忠士ならば正々堂々名を署して、筋道を履み建言すべしといふ處、武士道を楯にし刃にしてゐるではないか。而も主義至誠、一點の私心なくんば天地神明も顧みざる理なしと云ふに至つては、萬人の胸底に潜む正邪辨別の最深なる本能に訴へたものである。中々理窟としては巧妙なものではないか。

一〇、志士の忠義觀念

巧妙とはいへこんな理窟は、儒教と武士道の道義觀念が社會の隅々まで行き互つてゐた時代には誰でも生れた時から教へ育てられて來た所である。それだけこはれ萬人が持つてゐた對治者觀、處世觀に合致したものと思はれる。それだけ又、當代の常識的忠義論に背いて、社會の秩序を無みし、

尊王攘夷の爲に働いた所謂志士には、こんな議論がこたえたことだらう。彼等が多く自ら氣違ひを以て任じ、狂夫、古狂、疎狂、狂士などいふ號を用ひてゐたのは、一つにはかういふ時代の通念に離れた考へを抱いてゐるといふ意味もある。だが誰もが知つてゐる通り、彼等は其の一身一家を忘れて、全心全靈をその運動に捧げた。今日聖代の餘澤で大方は顯彰されたが、かの振蕩の間に犠牲となつた人々が幾百千あるものか。見よその間全國各階級を通じて、この右せんか左せんかの爲の異見の衝突と、それに原づく徒黨擠排、はては殺し合は絶えなかつたではないか。而てそれは、鹿児島、熊本、佐賀、福岡、嚴原、高知、山口、福井、永戸、仙臺、秋田等の大藩に甚しかつた。水戸の如きは之が爲に一藩有用の士を屠り盡したかの觀がある。これは取りも直さず前記當時の一般的忠義觀が強かつたと同様に、之に逆らふ新しい忠義觀もより強烈であつたことを物語る。そこで今その新忠義觀の考察をせねばならぬ。

幕政改良論或は運動より倒幕へ、そして最後に討幕まで發展した如く、勤王の思潮は最初から承久元弘の舉を目論んではゐなかつた。櫻田の義舉を烈公は「考へなし者共、彼等は徳川家を亡すつもりか」と不機嫌であつた。その水戸や薩摩の浪人連が幕閣に提出した自訴状には、

道て御大老井伊掃部頭殿所業を洞察仕候所、權威を恣に致し、我意に叶はざる忠誠厚き人々をば御親藩初公卿衆大小名御旗本に限らず譴誣致し退隱幽閉等仰出され候様取計ひ、就中外慮の儀に付ては虚喝の猛勢に恐怖し神州の大害を醸し、容易ならざる事

共指許し御國體を穢し、乍恐微慮を惱し奉り勅意にも違背し奉るのみならず、御攘夷の儀を企て候段好曲の至り天下の大罪人と申すべく奉存候。……右様の奸賊御座候ては此上將軍家の御政道を亂し、夷狄の爲に制せられ、禍害をなし候儀眼前に有之實に天下の御安危にも拘り候儀と奉存候故、此度天誅に代り候心得にて斬戮仕候事に御座候。毛頭公邊へ御敵對申上候には無之、且全く我々共忠憤の餘り天下の爲と存詰候ての事に御座候間嚴刑の御處置遊ばされ候共御恨み申上す候。云々

と心事を述べてある。前には吉田松陰も「かくすればかくなることゝ知りながら、やむにやまれぬ大和魂」と詠じ、その留魂錄にも吏幕^{○糾問}に對し、「幕府違勅の已むを得ざるを陳じ、然るに後當今適當の處置に及ぶ、其說常に講究する所にして具に對策に載するが如し、是を以て幕吏と雖も甚怒罵すること不能、直に曰く、汝陳白する所悉く適當とも思はれず、且卑賤の身にして國家の大事を議すること不届なり。余亦深く抗せず、是を以て罪を獲るのは萬々辭せざる所なりと云つて已みぬ、藩府三尺の布衣國を憂ることを許さず、其是非吾曾て辯争せざるなり」と記した、三尺の布衣をして國を憂ふるを許さるの非は知つても、それを敢てして罪を獲るを辭せず、また違勅の已むを得ざるを認むる所、彼も亦同じ時代に游いでゐた人である。それが文久二三年になると堂々幕罪を數へて之を倒すべし、その爲には先づ蹕を華城に移し、天下の侯伯を徇へ、更に鸞輿東巡して土地人民の權を收むべし（真木和泉、五事）といふやうになる。だが此の類のことは、暴論過激と嫌はれ、それ等の同志は、或は藩内に容れられず、或は藩主の嫌疑のかゝらぬ様にと、藩籍を脱し浪人となつて遊説の旅に出た。彼等が脱走の浪士たらずして、其の所信を行へたのは慶應になつてから、そ

れも討幕の覺悟を決めた薩長二藩に限るといふ狀態であつた。

土佐は、思想的にも實際運動の上にも、維新運動に最も多難な經驗を持ち、貢献した處の多い藩である。藩主容堂を初め武市半平太、吉田東洋、坂本龍馬、中岡慎太郎、後藤象二郎、乾退助などとても忘れられぬ名だ。その武市、坂本などの同志で吉田などの佐幕藩廳の方針にそむく運動をやつた平井收二郎、間崎哲馬、弘瀨健太の自訴狀(文久三年二月二十日附)

一昨年以來私共愚賤の身を不顧、國事周旋仕候義は、癸丑以還天下多難國是顛倒、草莽の士と雖も不堪坐視、右に付乍恐上は聖主の宸憂を奉慰度、下は吾公尊攘の御志を奉繼度の一念に御座候而、此儀本藩政府へ諸所より建白も仕候得共、有司の面々尊王攘夷の議も無之、主辱臣死の志も無之、不得止慷慨の士相與に盟約集議三都並諸藩に奔走周旋仕候内………本藩御政體不相振、廷議幕府維新の勢にも不相應………右は本藩の興衰は天下の安危にも關係候義、乍恐御國政苟安姑息名實不相稱の處深慨痛仕候至情より右等非分所行相勵候義、萬死の罪無所遁、此上は御嚴重の御責被爲加、乍恐御威光にも不相響様被仰付度奉存候

即ち彼等は幕府に、之は藩府に、何れも毛頭敵對の心はなしとか、非分の所行をしたとか白狀して御威光を損せぬ嚴罰を加へらるべしとしてゐる。而もこれは、忠憤の餘り天下の爲である。「赤心報國の念を以て」なしたることにして、「苟も私利奸曲の所行に涉り、國典に處せられ候様にては、不瞑目千載の遺憾に御座候、誅戮の後と雖も此儀幾重にも御諒察被仰付、且他日御國政御更張の節此一事御参考被遊下候は、死後の餘榮と可奉存候」と血願した。然り彼等はその所行を、今は許され

ぬにしても、私にあらず、公なりと信じてゐたのである。公は義である。義の許さざる處、これが止むにやまれぬものである。南八郎と名乗つた程「男兒死せんのみ、不義のために屈すべからず」との意氣は燃えてゐた。その義は宜に通ず、天下萬世に通じて、即ち普遍に妥當する價値があるものだと、内なる聲に勵まされたからである。

勤王文庫に、答客辨義一巻が收められてある。著者戸原繼明については、寡聞未だ詳にしないが、内容から見て文久三年のものなることは斷言し得る。その論する所、問答體にして、脱藩奔走の是非を論じ、浪士の行爲を是認するに結んだものである。今要領を紹介しやう。

一、問曰、去春の比諸藩の士人出國上京の事、根元人臣の分を躊躇え、法を犯し、義を失ひ、道に叶はず、妄に事を生じ、此迄治平の天下を騒動させたる舉動、是乃ち國家の逆賊と云べし。子以て如何となすや。

答云、此説一應尤らしきも、反つて人臣たる者の國家に報ずる道を不知、只眼前杓子定規の俗見を立てゝ、人をして義氣を沮喪せしむる者である。抑我日本は天孫降臨以來百王一姓天地日月と終始を同じうし、中々異國の及ぶ所でない。かく我國は天の寵眷を受けてゐるから、常に其恩澤に報せんと思念すべし、然るに天は固より口耳なく命令届かぬ故、神孫に託して國民を撫育せしめらるゝから、之に能く仕へる、その思慮に叶ふ様にするのが人臣第一の急務である。それは他事

でもなく、昇平の際には天朝より定め置かるゝ通り、其の受持を位處の分に従ひ、一藩の臣は其主に事へ、一藩の主は國事を治めて天朝に事へるのみである。然るに近年は風俗澆季、綱紀廢弛、幕府も兎角因循苟且を好まるゝより、開闢以來未曾有の國辱を蒙りしに、反つて天朝は輕蔑し諸藩は虐使し、正議の公卿は退け諸侯は押込め藩臣は殺害流竄し百姓町人までも酷刑に處する。剩へ數度の勅諭をも反古にした、その罪北條足利にも超え秦檜、倚善、伊里布に同じ。於是天災地變頻に至り四海困窮する。此時若坐視せば夷狄は彌跋扈しその術を逞しくしやう。故に朝廷では御氣惱になり有志の公卿をして内々諸大藩へ御意を漏らされた。されば有志の士にも破格の英舉がなくては濟まぬ。それを由井、丸橋の徒と同日に見てはよくない。

二、問、國家の恩に報るとして其の國主の命をも不俟、其國を出て直に京都へ罷り登りなば、京都には忠義と申可からんも其主人々々へ忠義とは云へぬだらう。

答、尤もな疑だが京都へ忠義に成つて其主へ不忠になると云ふ事の有るべき哉。日本國中にて誰一人として京都に忠を盡さざる者あらんや、忠に二筋はない、京都へは忠國主へは不忠と云はゞ本を二つにする譯で脈理貫通せぬ申分である。譬へば京都は木の根本で幕府はその幹、諸侯は枝藩臣は葉なり、夫を幹は枝を己が物とし枝は葉を己が物とし、各別々に切り分てば木が枯れる。枝より申付なしとて大旱大雪に其根を掩ひ護らざるの理あらんや。當今の形勢では、一國の主た

る者は尙更其職を治めて上に報ひ 叡慮を安じ奉るべきに、その儀なくんば是れ則ち職に背くものである。然る時は臣下たる者は勉めて主人を佐けて上下共に其職に叶ふ様に心掛けねばならぬ。それを天下の事は我輩の關する所に非ず、縱令申出づとて用ひらるゝことも覺束なければ、先穩にして君の使令に従ふこそ臣下の職分也と心得るは輕薄の至、所謂賊其君者である。根本枯れては葉獨り存榮すべけんや。今日の際上は 天朝を安じ奉り下は萬民を安堵せしむることは、中々平日無事の常格では行れぬ。治國安民尊王攘夷のことは幕府に於ても東照公以來の御法格なるに、其御法も崩れたればこそ今日の危急に及んだ。それを考へずして少々の破格を以て非常の英舉を批謗するのは杓子定規である。且つ諸士の出國をも矢張り陰謀詭計を企て其君に心あるか又は遊蕩無賴婦女を誘ひ出奔するの徒と同じことなすか。斯の如きは固より大義に暗きか、或は承知して一己の便安を貪り國法を謹守すらしく人に見せて、君に媚び正議の徒を惡むかであつて、畢竟思君愛民の情薄きもので、全く一己の俗見と云ふべし。且つ人の事を論するには、其跡を棄てゝ其情を取るのが古人の教である。一向法格に泥んで情を察せなかつたならば大義は終に了解せられぬ。昔は赤穂の遺臣大石良雄等が吉良氏を討つたのを狼藉亂暴などゝ、申立てゝ其誠忠の義士たることを悟らなかつた儒者も多かつた。此節の杓子定規説も全く同様で、只書物と事實とを二つにして我身を棚の上に置いた沙汰である。一體陪臣の士であつても其國主へ危急災患

がある時は、其主人の命が無くつても坐視するものではあるまい、分を踰えて法を犯すと云ふも事に因りけりで、嫂溺れても男女不以手の法を守れと云ふものではない。去る庚申の夏に予が近藩を遊歴した時、櫻田門外の一件を分を踰えた狼藉の致方と申す處もあり、天下の爲に大奸を除き誠に天下への忠義なりと申す處もあつたが、其言に就いて徵すれば、前者は風俗頹廢士氣懦弱後者は風俗質直士氣剛強である。今や村夫野人迄も、此の逸出は只天下萬民の爲を計りての事と申すのに、徒らに形迹格法に拘はるのは人の真心を失つたものである。

三、問、然し人各其國主の命を俟たずして出國したならば、人氣浮立ち君臣の間不行儀となり情意疎遠、小少不平の事ありても乃ち出國する様に成り、風化の妨となることでは其害があらう。答、去春の逸出は義士の不得已者である。若し有志が其君と共に義を行ふことを得ば、其喜不可言、正議行はれば固より逸出の士はないのに、然らずして不得止の舉に至るは甚だ遺憾である。それ正義の士は憂國愛民の情より起つ、故に大概當今の形勢は常に其主人へ申出でてゐる。然るに多くはこの昇平の世に妄動無根、時勢を知らぬとか人氣を騒がすなどとて顧られないからこそ起つたのであつて、曾て不平の事に付いて君父を不顧妻子を棄つるものあらんや。抑人主は唯義不義正邪に心を付けらる事にて、我命を臣下が用ひまじき杯を患るには及ばぬのである。何となれば、元來君臣は義を以て合ふものなれば、命せらるゝ事義なれば、呵責せられぬでも臣下は喜ん

で從ふのである。若し命せらるゝ事不義なれども、何の諫めもせず唯々諾々畏入るのは多くは諂諛の小人、誠に憂國愛君の志無き輩である。左様の人の多きこそ風化の妨なれ。又間には我は世々祿養せられて義のみでなく君の恩は父母より深いから、その命には事の如何を問はず不可背たとひ朝敵の名を受くるも我が名には離れじと云ふ者もある。誠に愛君盡忠のやうなれども、是は妾婦の道である。道を以て君に事ふる所以ではない。賢明の君は臣下が義を以て事へんことを喜ぶ。只形迹を以て仕へ分を守ると言はず表向は好様なれども反て情意不通倫理不立に至るべし、人に貴賤高下はあつても好義喜善の心は皆同じ事なれば、義と知り善と知らば君臣相助けて之行ふべく、命せられねば義も忠もせぬといふ法はない、殿様の館に失火あれば庄屋の申付なき前に驅付け火を拒ぐも不埒にはならぬ。それ故此節義の士の舉を君子思不出其位の語などを引來て棄我田鋤人田の類となるは大なる見當違である。

四、問、子は逸出を好しとするか。

答、君命を不俟して逸出するは非なり。

五、問、去春の逸出は如何。

答、去年の逸出は有志の不幸なり。

六、問、義不義は如何。

答、義なり、情を取つて迹を取から。

七、問、然らば去春の逸出は一時の權道にして經にはあらざるべし。

答、權なれども矢張經となるなり、古人云經乃權、權乃經と、少々の常套法格にても此は解らぬ。此節のこととも天人の心情に就て能々熟考せよ、若し天より命せられざるに人之を爲さば、そは天を棄てゝ一個の私欲より爲したもの、亂賊である。若し天より命せられて人之を爲さずば、天を慢り亂を忘ると言はん。近く此の十年以來のことを見よ、天災地變人情皆同一の趣意がある。然るに猶天を漫り亂を忘れて君より申付なき事はせぬとて井伊安藤侯の命に畏つてゐるのが經に叶ふと言ふか。予はかかる迫切危急の節には天人の意に縱ひ王を尊び夷を攘ひ本朝の大法を立つるを經と考へる。諸大藩も京師へ罷登り建白されたが、それも幕府の命なきに破格の事をなしたりとて國賊と言ふべきか、然らば新田、楠木、名和、兒島氏等が鎌倉の命を不俟して王室を安じ奉りしも國賊の所行といふや。只形迹に泥み大義を明にせずして事を論せば、人道も地に墜ち天下も左袵被髮の俗とならん。

八、客云誠に然り。

こゝに言ふ所の天は、勿論儒典に原き、支那人流の内容も考へてゐるだらうが、それにしても彼等には、日本國家の最高目的、我國民社會の最高意志、從つて天照大神の御名に投影せられた我國

民の國家的道義觀をさして云つたものに違ない。我皇位はかういふ崇高神聖なる道德律の具象者、維持者と考へられた。國體の自覺に基く新らしい忠義觀は、こゝまで理想化せられてゐた。さりながら、天に口なし人をして言はしむで、彼等志士のいふことが即ちそれとまで信せられるのである。彼等の行動は、それ故に天によつて是認せられ、デヤスチファイされる。畢竟、人多くして天に勝つても、天定つて人に勝つ時を待つばかりである。「道理貫肝義填胸、從容笑處死生中、安知一片忠魂鬼、夙夜儼然護^ミ皇宮」（無題、蓮田市五郎、憂囚日記）、「すめらきの御國をおもふまこゝろは、君のめぐみのなからましやは」（背の君の捕へられましゆる、大橋巻子、夢路日記）、我が皇は、そのまゝに、道理の貫くところ、義の集るところ、一^ノ天と考へられてゐたのではないか。「天誅に代り候心得にて」といふ、彼等が好んで使つた言葉は、こゝに於て「正を養ひ天が下を家とする」といふ我建國の精神に合致した、國命維新の運動となる。

一一、幕末殉國の義士

かういふ倫理的説明の完成と、彼等が口を酸くして呼號する、國家急迫危難といふ客觀的事情とが結び付いて、いかに幕府、藩廳が脱藩浮浪と罪惡扱ひをしても、その勢は支へらるゝ筈はないのである。果して「肥後豊後等、義臣之亡命は政府より知て不知體に取計、不申表立人數繽出可形勢之次第に相成候由承候間、御國においても右様に相成度」（文久二年四月眞木和泉よ、り有馬中務大輔殿へ上書）とか、「長州家に養ひ居し浪士共」（文久三年九月會津藩書翰抄）といふ風になる。かくて、

一、浪士之勢益々盛にして京攝の政事彼より相出候様罷成、天朝に而相制兼候者は却て浪士之に相掛申候。島田左兵衛等を殺害致候一條推而可知事に御座候。且又此節市中に而錢相場を貴く仕候者有之候處、諸民之難儀に相成候間早速殺害可仕杯と申觸し候故、市中之者大に恐怖し俄に以前之相場に復し候由、諸事右之次第諸有司之勢より却て浪士之勢盛に罷成、所謂浪士國命を取候形勢に相成申候。長大息之事に御座候。(官武通記、浪士集會始末、文久二年十二月風説書)といふ夙に變り行くのも自らのことであらう。

諸藩が知て知らざる體に取扱ふこと、已に浪人觀の變化を暗示するが、浪士國命を取る形勢を長大息する此の風説子でも、他の項には「當時薩長土三ヶ國勢盛にして右藩士(次の項には之を三ヶ國之浪人と記す)洛中へ多入數入込居專正義を唱候由にて」と、不用意の間に浪人の主張を正義と認めてゐることは、一層この感を強める。それ故に世の中の對浪人觀も變らざるを得ない。幕府内部でも、一橋慶喜、松平春嶽、松平容保は、始めは浪人取締の寛大を主張したといふ。諸藩でも文久三年二月二十七日、學習院國事掛から、「浮浪有志之輩」を以て攘夷先鋒隊を組織するの案を諮詢した時、土藩が谷守部の名を以て出した答議には、

當時浮浪之輩其内無賴之冗物不少と乍申、大様皇國之衰弱を歎じ醜夷之跋扈を憤り種々苦心建言致候事も、其身微賤にして貲蓄不仕より、憤激之餘妻子親戚を捨置一身を以て國に殉候心持に脱藩仕候事と奉存候(明治維新史研究所載、平尾道雄氏幕末浪人と其保護及び統制より云々)

もあり、翌元治元年四月、朝廷より諸侯に國是の意見を徵した時、水口藩主加藤越中守。明軌より

の答申には、更にその論歩を進めて、

脱藩浮浪之輩嚴敷御吟味有之候ては却て死地に陥り、多少之大患を釀成候も難計存候。此輩從來敢死の士、既に父母妻子に離別し爲皇國擲身命候者と奉存候。左候へば皇國之大氣とも可申哉。中には御制禁を相犯し疎暴之舉動も有之候得共畢竟御國威之廢墜を悲しみ、洋夷の猖狂を惡み候赤心より激成仕候義にて、亂臣賊子と同視すべからざる哉に奉存候。餘り切迫候ては又々如何様之異變も出來仕哉も難計奉存候。（同上）

と明言した。然し今猶幕府が政權を預つて居ることであり、浪人の所業も餘りに過激早急なために、幕府の反動的強壓方針にやられたのであるが、彼等の運動を正義とし、之を是認する思想は日一日強く弘くなつて行く。慶應二年九月岩倉村に回天の密策を練りつゝあつた入道友山が、千種有任を以て密奏し、且つ井上石見を以て藩長の有志にも示した、全國合同策には「脱藩及草莽志士之始末」といふ條項があつて、

脱藩及草莽志士ノ奮起セシ所以ハ深ク其根元ニ注意セサル可カラス、此輩ハ決シテ市井無賴ハ浮浪ニ非ス候。癸丑以來未曾有之國難ニ際シ幕府措置ヲ失ヒ、醜夷ノ侮辱ヲ受クルヲ以テ此輩ハ切齒扼腕ノ至ニ堪エス、是ニ於テ父母妻子顧ミス又世祿ヲ抛チ身命ヲ棄テ、上ハ國辱ヲ雪キ宸襟ヲ安ンシ奉リ、下ハ萬民塗炭ノ苦ヲ救ハント欲ス、其忠誠ノ心誠ニ感賞ハ至ニ候。然レトモ其中ニハ或ハ横議暴行ノ徒ナキニ非スト雖、畢竟忠勇ノ激スル所ニシテ、敢テ之ヲ捨ツヘキモノニ非ス候、元來知耻輕生ノ氣、棄命取義ノ風ハ支那西洋ニ於テ容易ニ其養成ヲ得ヘカラサル者ニシテ皇國固有之元氣即チ大和魂ノ凝結スル者ニ候。今ヤ醜夷ヲ壓倒セント欲スルノ時ニ方リテ、此元氣ヲシテ萎靡斷滅セシムルトキハ、何ヲ以テ皇國ヲ維持スルノ基礎ニ充テ可申哉。深ク注意ヲ要スル事ニ候云々。（先君具視關係文書第一）

と論じ、續けて安政五年三月十二日の八十八卿の連名建白、九條關白諫爭事件と之に感激憤起したる諸藩志士によつて、天下の形勢の全く一變されたことを述べ、更に突込んで、今猶朝廷が武田伊賀以下水藩筑波敗走の士を、北國の賊徒と唱へらるゝは「實に御無情之至」と慷慨してゐる。此頃の岩倉が、どんな政治的分野の内にあり、後年いかなる位置にあつたかを思へば、此の一文は眞に當年の志士觀——延いて忠義觀の、名實兩つながらなる推移を表はすものと言つてよい。父母妻子をすべて、藩國を脱走して浮浪してゐた志士が、やがて國家再造の元勳となり、名勢兩つながらあたりを拂ふ姿は、疾くにこの文書に躍つてゐるのを見ないか。

勿論彼等の中には、疎暴不倫のものが多かつた。「御府横行の浪士共、市中へ押入町人等を劫し、金子爲差出候由」（記、武通）、これは文久三年四月江戸に於ての事實である。京坂にあつては尙ひどい。攝信上人の日記を見ると、當時浪士のみならず、藩士までも金子扶助を求むる記事がある。軍用金と稱し貿易業者などを脅迫して捲き上げたことは云ふまでもない。然しさういふ浪人でも、

一、右三箇國之浪人者不及申、諸藩之浪人追々多人數に相成、其中に者窮迫之者有之、市中へ罷越黃金等強借仕候者も有之候得共、一人として右を訴訟仕候者も無之のみならず、何事も浪人之望に任せ候様子に相見得申候。其子細者京地之金盛に相成候は全浪人等之御蔭と相心得、市中にて賞歎仕候者多分に有之候故、少々之無理も忍居候様子に御座候云々。（前出、文久二、京都風說書）

とか、「長を始め諸浪之人々は皆正義之士なり」、「京師町家始、官家下々迄長州を仰ぎ居候様子」

(並に官武通記、闕下騒擾始末、）とか、或は岩倉具視の如く、「畢竟忠勇ノ激スル所ニシテ敢テ之ヲ棄ツヘキモノニ非ス」と考へらるゝに至つては、世俗一般の道義觀までが隨つて移つてゐるのを見得る。幕府の衰滅はもう既到の運命であつた。

一二、維新浮浪無賴の徒

以上忠義の向ふ處を中心として、その觀念の推移を見たが、然しながら、これは猶同一思想圈内にあつてのことである。だから王政古へに復しても所謂志士はたへない。彼等は自らも之を以て任じ、世人もかく稱する。その氣分といひ、信念といひ、行動といひ、同様である。爲政者が之を見る眼にも、従つて變りはない。つまり將軍家といふものがなくなつただけ。だが猶一大名としての徳川氏は存するが如くに、忠義觀念は將軍に對するものも天皇一つに歸したのみのことである。封建主君としての諸侯に對するそれに、變改を加へらるゝ理由はない。齋藤彥麿の「傍庸」は嘉永六年のものであるが、それに「義士の難陳」と題して、

或學者の云く、大石内蔵助を始め四十餘人の面々、主君の仇を討ちし事、眞忠比類なき事ながら三の失あり。第一には陪臣の身として官位ある高貴を殺害したり。第二は御府内近く剣戟を用ひたり。第三には四十餘人徒黨したり。此の三は失なりといへるを或軍談師聞きて答へて曰く、官位高き御方にも主君の敵とあらばゆるすべからず、よしや敵が乞食非人なればて、刀の穢なりとてゆるし置くべきにあらぬも同じ事なり。又御府内近く半弓枕鎗の類を用ひしほ武土の器なれば相應すべし。農人の鋤鎌をかり工匠の鋸鉗などかりて持ち出でなば不相應なるべし。又亦穢浪人數百人會合の度々に人べりして前じ詰たる處のわづかに

四十餘人は、人に勝てて一人にて敵討すべき英雄なれば、是徒黨と云ふにはあらず、數百人の中にてわづかにのこりたる捨身の眞忠人なり。さるを失とのたまふは心得ずといひければ、かの學者口をとぢていふ事なかりき。

とある。まこと所謂將軍家の威光を無視したる點に於て、考方が階級的なる點に於て、この軍談師の考ふる通りを實行したのが志士ではないか。すれば志士は猶封建の世界に呼吸してゐるものである。だから氣分も行動にも變化はないと云つた。明治元年江州松尾山に、肥後天草に、勤王志士と號して、私に士浪を囃集し、金穀を徵發して、官軍から大目玉を喰つた有志團があつた。前者が滋野井實在を後者が花山院家理を奉じた處まで文久三年の天忠組などと變らない。明治二年正月五日參與横井平四郎を斬つた者共、同九月四日兵部大輔大村益次郎を傷害した者共、何れも志士を以て任じ、世人亦動もすれば其行爲を壯として寛典に處せらるべきを主張してゐる（太郎氏明治初年の國體擁護運動）。實際東北の戡定後は、この輩が都大路を闊歩し、無識の才を顧みずして獵官これつとめ、

或は民心を煽惑せしむるには、政府者も手を焼いた。軍務官權判事井田讓の如きは、數百人を二條城内に入込み、火を放つて燒滅せと言つた程である。既に戊辰三月、新政府が先づ幕府時代以來の高札を撤廢して、新に内國事務局玉杉操の案になる定三札、覺三札を掲げしめた所の覺第二札には次の如く記してあつた。

王政御一新ニ付而者速ニ天下御平定萬民安堵ニ至リ、諸民其所ヲ得候様御煩慮被爲在候ニ付、此折柄天下浮浪之者有之候様ニテハ不相濟候。自然今日之形勢ヲ窺ヒ、猥リニ士民ドモ本國ヲ脫走イタシ候儀堅ク被差留候。萬一朕國之者有之、不埒ハ所業イタ

シ候節ハ主宰ノ者落度タルベク候。尤此御時節ニ付無上下皇國之御爲又ハ主家之爲筋等存込建言イタシ候者ハ、言路ヲ開キ公正ノ心ヲ以其旨趣ヲ盡サセ依頼太政官代エモ可申出被仰付候事。

但今後總テ士奉公人ハ不及申、農商奉行人ニ至ルマテ相抱候節ハ、出處篤ト相糺シ可申、自然脫走之者相抱ヘ不埒出來御危害ニ立至候節ハ其主人之落度タルベク候事。

實際、新政府は目安箱を設け、それに上書したものは御採用もあるべければ、姓名を届け出でよとまで注意したことがあつた位、言路洞解・下情通達には意を配つた。が、また岩倉公舊蹟保存會所藏文書(第二十卷)には、「此書岩倉家ニテ起草」云々と朱で端書して、明治二年太政官より布告した御沙汰の案文を寫してあるが、それには

一舊幕府無道之時ニ當り、天下忠臣義士脱藩脱籍して、浮浪之徒ト成リ、間關流離東西奔走致候ハ、世運屯否萬々不得止之至誠々相發候事ニ而、全ク忠臣義士之好ンテ爲ス所ニハ無之候處、自然十數年來天下其風ヲ成シ、脱藩脱籍父母ノ邦ヲ去リ候を容易ニ相心得

御一新後ニ至候而も其弊風未だ洗除ニ至らず、流浪脱士と唱ヘ依然横行致候ハ尤も無謂之甚ニ候。畢竟四民之外一種浮浪之徒有之候而ハ甚不相濟、且ツ御一新之御盛典ニモ相碍リ候ヲ以テ、兼テ御沙汰ニも相成候得共遂ニ其弊習難除剩ヘ其之甚しきハ一身一己之不平失意より脱藩脱籍シテ、傲然紛々之議論ヲ唱ヘ、公ヲ假リ私ヲ濟シ却テ朝政ヲ奉碍人心ヲ煽惑致し、或ハ會賊殘黨等之誑誘を受ケ、浮浪之徒ト成リ天下ニ落魄致候者も有之哉之趣心得違之至ニ候間、屹度可令悔悟改心候。尤も其藩々之情實萬々不得已シテ、自然微衷も貫徹不致候占脱藩致候歟、又方今之務ニ付心付候義有之候者ハ此度改テ分課御立置ニ相成候浪士取締掛議定參與辨事之諸官ニ就キ懲忌憚ナク早々建言告訴可致候事。

ともある。忠臣義士の語一轉して脱出浮浪無賴の徒となる。卒然として之を見、且つ前引全國合同

策と對比すれば、何ぞその前後異見する所の甚しきや。予が新政府當事者も猶舊幕政治家と同一思想圈に止つた者といつても言ひ過ぎではあるまいか。

一三、新社會關係の出現

同一思想圈といへば、その證據はまだある。鳥尾小彌太將軍の國勢因果論は、明治八年に書かれたものであるが、當年天下の有志と稱せし者の所爲を抉剔して、彼等の大概は赤心一片なる人物を除き、書生、劍客、豪傑、無頼等、各自事情の異なる意思を投じて、悉く勤王攘夷の名の下に湊合したるものなるが故に、幕府已に亡び、王政維新せし後は、各々己が身分を立つるに忙はしく、未だ曾て勤王とも攘夷とも言ふ者なく、而して當初勤王の旗を押立てし藩國も、今は却て王政に不満の色を顯すに至れりといひ、從つて朝廷の上に於ても、

天下の政權は全く朝廷に歸せしと雖も、彼の封建の狀勢は依然として舊に依るが故に、當時の政略は専ら各藩諸侯を制御統治するのに非ざるは無し。然るに朝政に輔弼たる微士の中に就て貢士なる者は一意に天下の爲に籌謀を盡し忠實無二の志を致すことを能はざりき。其故如何にとなれば、一身恰も兩君に仕ふるものゝ如く、其身朝に立て天下の政事を謀議する時は、則ち其の君主を議し其故國を謀るにあたるが故に、此に忠なれば彼に不忠の名を蒙り、其の故舊同列の士より誹謗を受け罪惡を鳴らされ、甚しきは目して國を賣るの奸と呼ばるゝに至ればなり。故に節操志氣に乏しき多額の貢士は媚を本藩に獻じ、朝政の機密及び天下の藩情を密察し、之を本藩に通じ其弊たる全く其出身本藩の探偵者に異らず。

といふ風であつたと說いてある。これでは第二の尊氏が出現するかも知れぬといふ、木戸大久保等

の憂慮も當然である。七百年來の恩義を顧れば、身を切る思がするが、時勢已むを得ないから廢藩立縣に賛成したといふ西郷の苦衷も、亦當然である。その時勢といふのは必然の要求のことであり、又この必然の要求に應じて開展して行く人心である、西郷はこれを、「今後十年を俟たずして」と見た。十年の内には人心も一變する。國家の客觀的狀態もこのまゝなるを許さぬと言ふこゝろであらう。

然らばさういふ變化は何によつて來るか、云はでもしるきこと、大政返上勸告當時から、識者の間に知れてゐた西洋立憲政體（それはその背後にある自由平等の思想と離れぬものである）の考これである。而して之が素材には何があつたか。さう云へば誰でも幕末以來言路洞開の聲の喧しかつたこと、道徳の根據を天に求める思想の盛行してゐたこと、維新の運動は草莽微賤の間から起つたことを想起するであらう。復古論にはこれに關し「王政ニ復スルヲ名トシテ其實ハ諸侯カ天下ノ政權ヲ奪ハントスルナラン」といふ問を發せしめ、之を啓蒙するに、それは「實ニ見込違ノ根基也、其故ハ根元草莽ヨリ起リテ盛大ニナリシ事ナレハ、假令諸侯ハ何ト思ハル、トモ決シテ自由ニナラサル也」といふ答をして啓蒙してゐる。然り諸侯が何と思つてゐても、その思ふまゝにならぬ處に、時代の聲が聞える。そしてこの聲は、^{おのづか}自ら言路洞開、舊階級打破といふ辻々を過ぎて、自由民權といふ大通りに出るやうな氣がする。見よ夙に慶應四年三月の五條誓勅にも、萬機公論に決すべしと告げさせられ、それは事實政府の施設にも諸藩のそれにも現はれたではないか。例へば、政府に公議所が開かれたに對しては、飛驒揖斐領の議

事所（慶應四年）、備前藩の公議規定（明治二年二月）等あり、二年五月十三日三等官以上の公撰入札に對しては久居藩の隊長、大隊長、教頭、少參事、權少參事の公撰（同年九月）あり、而も之と並んで、二年三月から五月までの間に公議所に出た六十餘の議案中には、「非人穢多之儀其緣由確說分々兼候得共、到底人類ニ相違無之者ヲ人外ノ御取扱ニ相成候ハ甚以天理ニ背キ候儀、且ハ方今外國交際ノ時ニ方リテ右様ノ事其儘ニ被成候テハ第一御國辱此上モ無之儀ト奉存候」云々といふ、加藤弘藏（○後の弘之、當りた）の議を始め、穢多モ亦常人ト異ナル事ハ無御座候」といふ帆足龍吉の論、彼等と平人との縁組等モ勝手次第ニ御差免」に相成るべしといふ内山總助の解放議もある。その他土屋榮五郎の渡船場に於ても士民の區別を廢し、雙刀を帶する者にも賃錢を拂はしむべしとの議、生島更作の公武の別を廢すべしとの議、貴賤の別を輕くすべしとの議などがある。殊にその後者の趣意は、士農工商均しく人であつて、各その權を有して國に仕へるのに、方今の如く格外の別を立つるは、甚教化に害あり、又外國交際上にも大害あり、かゝる弊習は速に撤すべしといふのである。公議輿論は、天理に基くと信せらるゝ人間の平等觀に伴ふてゐる。天蒸民を生じて之に生々の力を恵む、舜も人なり我も人なりで、斯くの如きは東洋にも前からあつた思想、必ずしも西洋輸入のものとはいへない。たゞ方今外國交際の開けし時云々と云ふが如く、それも一刺戟一機縁となつたことは爭へぬ。ともあれ我々にはこれ等の事件は維新の大變革に伴つて、永く固定してゐた社會階級が覆へされ、次に新

しい社會關係の成立が要望せられたのものとして見得ればよい。

何故新しい社會關係を探求するか。それは必然的に、新しき集團意識を喚び起し、從つて新しき道徳觀を生み出すからである。戊辰の役に東山道鎮撫使參謀として、赫々の功を成した板垣退助は彼の「會津が天下の雄藩を以て稱せらるゝに拘らず、其亡ぶるに方つて國に殉ずる者僅に五千の士族に過ぎずして、農商工の庶民は皆荷擔して逃避せし狀を目撃し」（自由黨史）深く上下隔離し、其樂を俱にせざるの誤れるに感じ、歸來高知藩大參事となるや、斷然階級の制を解き、士族の權を專にするを止めて、四民齊しく護國の務に任せしめん爲に、明治三年十一月には、

夫人間ハ天地間活動物ノ最モ貴重ナルモノニテ特ニ靈妙ノ天性ヲ備具シ、知識技能ヲ兼有シ所謂萬物ノ靈ト稱スルハ固ヨリ士農工商ノ隔モナク貴賤ノ階級ニ由ニ非ル也。然ルニ文武ノ業ハ自ラ士ノ常識トナリテ平生ハ廟堂ニ坐テ政權ヲ持シ、一旦緩急アレハ兵ヲ執リ亂ヲ撰スル等、獨り士族ノ責ノミニ委シ、國家ノ興亡安危ニ至テハ平民曾テ與リ知ラズ、坐視傍観ノ勢トナリシハ全ク中古封建制度ノ弊ニシテ貴重靈物ノ責ヲ私シ賤民ヲシテ愈賤陋ナラシメシ所以ナリ。方今

王政一新宇内ノ變革ニ基キ封建ノ舊ヲ變ジ、郡縣ノ政ヲ正サントスルニ當テ、當藩今日大改革ノ令ヲ發スルハ固ヨリ 朝旨ヲ遵奉シ 王政ハ一端ヲ掲起セント欲スレバナリ。故ニ首トシテ從前士族常識ノ責ヲ廣ク民庶ニ推亘シ、人間ハ階級ニヨラズ貴重ノ靈物ナルコトヲ知ラシメ、各自ニ知識技能ヲ淬勵シ、人々ヲシテ自主自由ハ權ヲ與ヘ、悉皆其志願ヲ遂ゲシムルヲ庶幾スルノミ。……既ニ近頃普佛ノ職爭ニ佛國屢々敗ヲ取ルト雖モ、其舉國憤興シ愈報國ノ志强ク、其都度長圍ヲ受ケテ猶屈セサルヲ聞ケリ是亦人ヲ重ンズル制度ノ善ナルヲ觀ルニ足ル、故ニ 皇國ヲシテ萬國ニ對抗シ富強ノ大業ヲ興サンニハ、全國億兆ヲシテ各自ニ報國ノ責ヲ懷カシメ、人民平均ハ制度ヲ創立スルニ若クハナシ。……唯今日宇内ノ形勢ヲ審ニシテ朝廷大變革開明日新ノ事情ニ

通シ、人間貴重ノ責ヲシテ士族ニノミ私シセス、平民自己ノ貴重ナルヲ自知シ、各互ニ協心戮力富強ノ道ヲ助ケシムルノ大改革ニシテ、畢竟民ハ富強ハ即政府ノ富強、民ノ貧弱ハ即政府ノ貧弱、所謂民アツテ然後政府立チ政府立テ然後民其生ヲ遂ルヲ要スルノミ。（自由黨史）

といふ諭告を出し、士族手討の特權を發し、平民も袴上下着用勝手次第、廢刀勝手、馬上勝手（民ハ平
藩内）とした。坂本、後藤を出した土州はこゝにも明治日本社會の先頭に立つてその進路を明示する。

一四、諸藩廢止と忠義觀念

讀者は定めし前出告諭に明に維新の變革は封建の舊を廢して郡縣の政となすものであると斷言してあるのを見落さなかつたであらう。蓋し、たとひ幕府は亡んでも、猶諸侯が存して居る内は、海内一體となつて一皇室の下に四民平等の One whole な社會を作ることは出來ない。所以云何となれば、階級過重、上下隔絶、社會分離は、封建制度の避くべからざる缺點である。二重の鎖國といふ政治組織は言ふに足らず、その小さい擬似國家ともいふべき小藩内に於てすら、何段何十級の身分的分階があつて、藩の一體合力を阻んでゐた。否「天保雜話」に因幡小僧の言としてあつたと思ふが、盜人は大名の家に潜入することが最も易かつた。それは各役々がそれぐ持場々々を守るのみで、他は顧みないからだとある具合に、身分分際をやかましく云ふ封建社會の組立てでは、各官各役その定職のみを株守すべく、分を踰えて他の事務に容喙するを許されず、犯せば權限問題はとに

かく面目問題といふ道徳論で一命に關つたものである。だから株といつて或る一局に籠居するばかり、社會も亦それを眞似ですべてが株式組織である。專制的の一面には、かくの如く協同といふものゝなき硬化した世の中であつた。おまけにすべてが世襲といふことになつてゐる。生殺與奪の權まで持つた大名が、勝手にぬきさし出来る家臣株で、その大名も家臣も先天的に治者を兼ねてゐるとあつては、政治機關も要するに私闇で固めたものである。こんな社會にどうして公衆とか公徳とかいふ觀念が發達するものか。

何をか武門の規模といふ。曰く各國の君主（○藩主）は大小の政務を以て家事と爲し、人民を以て自家の奴僕と爲せる是なり。而して満天下の土地は大抵武家の有にして、乃ち生殺與奪の權を持する地主に異らず、其人民即ち農工商は身家を其間に托し、上意を奉し薩摩を仰いで生息するの外他の術なし（國勢因果論）

とは誤ない所である。否其弊の及ぶところは、「名主年寄ニ至ルマテ地頭役人ノ權威ヲ眞似、土地ノ農民工商ヲ家僕ノ如ク思ヒ爲シ、土地ノ費用ヲ私シ氣儘勝手ノ扱ヒ」（明治六年一月印）をするといふ風である。こんな社會には、地震雷火事親爺と恐れ、泣く子と地頭には勝たれぬとあきらめ、五障三從身の定めと魂のぬけた服従はする者があつても、血氣一番大乗的の臣道を盡すものは少い。

封建の世に大名の家来は表向皆忠臣の積りにて、其形を見れば君臣上下の名分を正し、辭儀をするにも舗居一節の内外を争ひ、亡君の逮夜には精進を守り若殿の誕生には上下を着し、年頭の祝儀菩提所の參詣一人も缺席あることなし。その口吻に云く貧士の常盡忠報國、又云く其食を食む者は其事に死すなど、大造らしく言ひ觸らし、すばと云はゞ今にも討死せん勢にて、一通

りの者はこれに欺かる可き有様なれども、竊に一方より窺へば果して例の偽君子なり。（學問のすゝめ第十一篇）

此の説は餘りに大業らしいけれども、此の種の弊が、「上下貴賤の名分を正し、唯其名のみを主張して專制の權を行はんとする」ところには不可避的に存するのである。會々幕末多事、形勢切迫の必要に促がされて、人材登用などの名によりこの弊を多少輕減し、以ていくらか士風の奮起を齎らすことが出來たにもせよ、この失は猶甚だ多く暴露したではないか。「六十餘州人倫なし」予も亦水戸や尾州、加州、播州をはじめ天下の諸親藩譜代が逡巡退嬰、徒らに薩長に名を成さしめたるを笑ふものである。後年「薩長土肥」の著者（小林雄）は、その水藩を以て、氣に訴へて理に訴へずと評し、彦根は水藩の政論に抵抗せし井伊直弼はありし、されど彦根藩といふ惰藩は知れども、彦根藩といふ強藩ありしを知らずと罵つた。彼等若し薩土の明と勇、而して忠と義とありしならんには、維新の皇族はもつと美しいものとなりしならんに。

予はさきに戊辰の際猶幕臣と稱し、勤王御免を乞ふものありしを擧げ、その操志を壯なりとした。然れども翻思すれば、此輩また明に缺けた處がある。とはいへ、之に依つて當年封建の因襲が士庶の徳義觀念にいかに強く喰ひ込んでゐたかは見られる。此の際に方つて、「朝廷復政の實を具備させ給はんが爲に、日夜己れの藩主を制御統治するの事を謀る」徵士貢士の身も亦辛らかつたに違ひない。明治二年四月、土藩よりの徵士たる開成學校權判事細川潤次郎が、公議所に出した建議「皇國ノ人

多ク良民トナラシメ外國ノ人ヲ以テ奴隸トスルノ議」はかかる境遇にあつたものゝ體驗から送り出た意見であらう。大意に云く、

我國は封建の制なる故に、君權（諸侯の權）の及ぶ所至尊を除くのみで際限がない。だから苟も其臣僕たる者は奔走承順に暇あらざらんことを恐るゝ。一時の怒に乘じて之を手刃しても非とすることは決して出來ない。此れ蓋し文明國になき所であつて、此の如くんば知識開くるにもその途なく、學術由て進むことなし。何となれば人々疑惑を抱き拘迂の説に循ひ、只小簾曲謹を以て渡世の大道とし、別に磊落奇偉の事に心を用ひぬ。此等の人のみ世に満つれば、其國の弊たる枚舉にたへないものがある。今之を挿はんと欲せば皇國の人は多く良人とし外國人を奴隸とするを許すがよい。方今猶封建の制を用ひてゐるが客年以來百度維新の機に乗すべしといふ者あり、且つ諸藩の中には既に還封の議を立てしもある。此議若し行はれたらば尙更のことである。といふのは、其君「至尊の臣」となり、其臣も亦同じく朝廷の臣となしたならば、君たるものには居家日用の際必ず使命に供するに乏しきの患あるべし。故に歐羅巴の人が今日支那印度或はア非利加の黒人等を雇つて奴隸としてゐるのに倣へばよい。支那人は勤勉で簿錄割烹に長じ黒奴は強健で耕作海上の諸業に用ふるによく、而も俸給低廉であるから甚だ經濟にもよい云々。

とあつて、まことに奇想天來、人をして茫然たらしむる名論である。

こんな餘興まであつて、間もない六月には、版籍奉還の願が聞き届けられ、出さぬ藩には返上を命ぜられた。理論上は正に藩國の存在を許さないで全國一統一體にした形である。「元來領主ハ世襲だいだい、知事ハ職務そのごくのおやく、各其別アリ」といふのが當時の以舊主爲知事の解釋である。だがこれで内實までとは云ひ難い。すべての百官其人を選ぶことが先づ行はれぬ。況んや「知事ノ四民ヲ視ル四民ノ知事ヲ視ル、舊習ヲ存シテ政令一途ニ出ズ。有名無實ニ陟ル」とあつて、「今ヤ内外多事ノ形勢ニ從ヒ今日前途ノ

目的ヲ御確定無之テハ内億兆ヲ保存シ、外萬國ト並立シ、近クハ四民ノ方向ヲ定メ遠クハ將來ノ規模難被爲舉ハ必定」(明治四年七月十七日舊鳥取藩主池田慶徳告諭)である。廢藩置縣はかくして行はれた。夫れ藩主家中庶民を世々率ゐるのは封建社會の根軸である。この根幹を伐つた以上、その枝葉が依稀たり得る筈がない。秩祿處分、地租改正の如き大事業もやがて解決さるゝのであるが、その大流に隨つて、大小凡百の政治的・社會的・經濟的封建社會の構造が押流されて行つた。今二三を拾ふても三年九月には平民に苗字を許し、四年四月には乘馬を勝手とす、五月には祠官の世襲紋爵を停止し、六月には寺社の諸家執奏及進献金品の例、七月には華族大刀獻上の例を廢し、殊に八月十七日には地方官に令して士族の武門流弊を除去せしむ。その他同月には散髪脱刀自由とし平民の襷、高袴、割羽織着用、華士族平民の婚嫁を許じ、穢多非人の稱を廢して身分職業平民と同様と定む。言ふまでもなく七月十四日藩を廢し、知事に東京在住を命じた前後である。これから五年十月の人身賣買の禁、娼妓の解放、雇傭一年を限るの令、十二月の徵兵令、新暦の採用、六年一月の五節句廢止祝祭日制定、二月の復讐禁止、諱字、缺畫、缺字、平出等の廢止等を経て九年三月には帶刀を禁止した。是に伴ふて富國強兵を目的として國道の開鑿、鐵道の敷設、燈臺の建設、郵便制の創始、さては金札の發行、開墾、養蠶、製糸、紡績、採鑛、印刷、製紙、製藥等交通產業等に關する經營、監督指導も進み、新聞、出版、學校、法律等の方面もだん／＼完備して、終に明治創業の大業が略出來上つたので

ある。それを今我々の方から云へば、封建社會の崩壊と交通、產業、出版事業等の發達に因つて、著しく社會圈が擴大せられ、それに伴ふ新社會關係が起つたと同時に、又是等に應する社會觀道義觀を與ふべき文化的施設も現はれたといふことになる。

然しながらこの變革は太甚だ急轉歩になされた。加ふるに政府部内に少壯急進の士が固まつてゐて、常に役所の指示するものが民間に數步先んじてゐた。而してその民間は、二百餘年の久しき固定停滯の惰勢、尙牢乎として抜けやらぬところである。社會生活、社會意識の混亂は蓋し免るに途なしではないか。道徳意識亦之に伴ふこと勿論である。

一五、文明開化と忠義觀念

かかる混亂彷徨を、どうして脱却するか。誰も知つてゐるやうに、復古せんとする者、一新せんとするもの、その復古論者にも國學神道の知識によらんとするもの、漢學の知識によらんとするもの等、くさぐれであつたが、何としても洋學の知識によらんとするものには勝てなかつた。これは皇漢洋、何れが正、何れが否、何れが好、何れが惡といふよりも、手取り早く泰西のそれが直接の用に向いたからである。慶應三年、佛國に派遣された外國奉行栗本鯤は、ナポレオン三世の政令、特にその司法警察の施設運用を、「片言以て訟を斷つ可しとは必ず子路賢にして然る後得べき」として庸才凡智の敢て跋及する所に非ず、況や情なき者其辭を盡すを得ず、必ずや訟無らしめん乎の場

合に至りては眞に空前絶後、孔子の聖の外迫も夢見すること不能と思ひしに、今皇帝ナポレオンの政令は殆んど夫に類することあり、實に驚嘆飲羨に堪へざるなり」（曉惑）と感服してゐる。蓋し當年の我國家と社會とが、渴望已まなかつたものを、彼は夙に殆ど完全な形に於て持つてゐた。國學者神道家漢學者輩が何と云つても、時代はサツサと洋學者尊重、西洋文明輸入摸倣と變つたのは固より其所と謂つべしである。

とは言へ、我國人は、盲目的に西洋文明に向つたのではない。こゝに引いた栗本氏でも、すぐ子路孔子に引付けてゐるやうに、彼の文明が神武建國の精神なり、王朝盛時の規模なり、周公孔子の蹟績に合致すると考へたからであつた。そこに舊文化の餘嚮がある。又それ等東洋的の理想世界は徳川幕府治下の封建社會では殆ど實現されてゐなかつた。例へば彼等漢學者が、口を開けば云ふ王道や、國學神道家の唱へる皇道は、その最後の處天を立つるか、日を立つるかの別はあつても、とにかくその道は宇内一統内外を區せず、上下を分たぬものであるが、それは二重鎖國、上下分株の封建制度では金輪際達せらるべきもない。事實我皇室は、天下萬姓の主にましく、一源氏一平氏の私ではあらせられない。幕府、皇室の稜威を損して、國命を危うすることは許されぬと同時に、薩長また、その聖明を蔽うて同仁を遮ることは許されぬ。「不偏不黨王道蕩々たり」と、勝海舟が、尙書に示された、王道發現の當爲論を以て、西郷を牽制したのはよかつた。然しそれによつて、徳

川氏の血食を保ち得ても、それは半面の蕩々である。尙書には尙「不偏不黨王道平々たり」とあり、これ幕府の廢滅と共に、あの定格精細彈力性のない社會組織も變改を加へられた所以である。蓋し維新の運動は、この缺陷に刺戟を與へた所の外交問題に端を發し、始めは幕閣の失政を糾弾することから、幕府の存立をも否定することに進み、更に諸藩の分立を不都合のものとし、延いて武家本位の社會組織をも除かざるべからずといふことになつた。皇室も亦、忌憚なく云へば、武家に対する公家といふやうな所から、國內各地上下全民の主君といふ位置まで引き上げて考へられるやうになつたのである。乃ち、此に至れば、維新運動の本質ははつきりして来る。曰く國民すべてが、

天皇を中心として一體一團となり、以て國命の更生をはかること。即ちこれ國體を保つとか、國民の生を厚うするとか、大義を四海に布くとかいふことは、その國命の内容にある。觀じ來れば人民平均の理といふ如きも、決して西洋からの借り物ばかりではない。そこで予輩は敢て言ふ、四民平等の觀念が勃興することは、即ち皇室敬慕の精神が強くなつたことである。上下の分を八ヶましく云ふ階級組織は、一見君主國體と必然的に關係してゐるものゝやうに思はれるが、少くも我國に於てはさうでないと。これについてはいゝ例證がある。藤井甚太郎氏の紹介によれば（明治文化研）、明治四年正月二十二日七戸前藩主南部信氏が、位記返上を願出した。二十四日政府は之を却下した。然るに二十七日又願出て聞食された。五月十三日には津山前藩主松平齊民から又願出た。之は却下さ

れたが、此の兩者の理由とする所、前者は交際の都合上身を卑下に置き、博く士民に相交り下賤の情實をも極め知見を開いて天恩の萬分の一にも報ひ奉り度、それには位ありては朝威媒瀆の恐れがあるからといひ、後者は因襲の故を以て敢て高位を切りにするのは恐れ多いといふのである。即ち何れも位を無視するのでなく朝威を尊ぶに因る。自由民權の思想でも我國體に調和したのはこんな素因があるからでなければならない。明治日本が、範を西洋文明にとつたのは、決して不可であつたとは言へない。日本國民文明の自らなる動向に由つたのである。

一六、新國民社會の中心としての皇室

こんな見地から私は當年の洋學者、自由思想家、民權家の聲に特別の興味を覺える。無論彼等には早急、過激、誤解等の缺點もあつた。然しそれはあんな大變革大動亂の時代には免れぬことである。たゞ彼等が持つ先覺者指導者としての見識を通して、明治文化の意義を知りたい。今その代表者として福澤諭吉をとる。彼の名著「學問のすゝめ」には先づ、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」といふ語をおいて、天賦人權人間平等の理を鼓吹した。第二編には民は、これに由らしむ可し、これを知らしむ可からずといふ主義を攻撃し、たとひ人口百萬ありとも、國民が主客二様に分れ、主人たるもの千人の智者にて、九十九萬餘人はめくらなりせば、逆も一國の獨立は叶ひ難し、昔駿河の今川義元は數萬の兵を率ゐ尾張まで乗り込んだるも、一敗死して其軍勢は蜘蛛

の子を散らす如く、戦ひもせで逃げ走り、名高き今川政府も一朝にして亡びたり、然るに兩三年前佛蘭西が索魯士と戰ひ、佛蘭西帝ナボレオンが生捕られたるときの佛人は然らず、これは駿河の人民は唯義元一人に依り縛り、其身は客分の積りにて、駿河を我本國と思ふ者なく、佛蘭西には報國の士民多くして、國の難を銘々の身に引受ける考へを持つてゐたからであると論じた。學問のすぐめは云ふまでもなく明治五年二月から出版され、初篇のみでも二十萬冊以上賣れたといふもの、之に依つてその議論には多分の誤謬あること、こゝに引く如くであるが、それに關係なく、時代の思潮に干與した所は大きいとしなければならない。福澤氏は又後年（〇十一）年九月著した通俗國權論に、忠義心を論じて云ふ。

又一説に云く、忠義の心は社會を維持するに最も有力なる方便なり、徳川政府の太平二百五十餘年の間に不平を唱る者の少なかりしも、必竟人民の忠義心に依頼したるものなれば、今日の急須は天下の人民に忠義の教を獎勵して王室の在る所を知らしめ、次第に人心を導て今の王室を親しむこと昔日諸藩の士民が各其藩に歸依したるが如くならしむるに在り、忠義の元素を以て一度び人心を維ぐ時は些々たる不平論の如きは之を憂るに足らざるなりと。此説は說き得て妙にして事實に得ること容易ならざるものならん、何となれば今の時勢に於て俄に行はれ難き事情あればなり、抑も維新の初は尊王攘夷討幕の説を以て事を成し、即ち忠義の事に關して罪ある幕府のみを討して、罪なき諸藩は因より其儘に差置く可き景況なりしは、未だ忠義の古風を變動せざる者なり、其後又この忠義の旨を擴め諸藩主にて土地人民を私有するの理なしとて版籍奉還次て廢藩置縣に及び、是に於てが各藩の士民は數百年我君と思ひし藩主をば君とせざることに爲り、既に君とせざれば古風の忠義も不用のものと爲りて、之を要するに日本國中に忠義心の量は大に減少したりと云ふ可し。固より此際には世上にも様々の議論ありて、君臣と主從とは別のものな

り、各藩の士民が藩主に對して主従なり王室に對しては君臣なりとのことに治りは付きたれども廣き人間社會には斯く綿密なる區別をする者少なくして、唯藩主の廢物たりしを見て忠義心も亦共に無用物と思ふものゝ如し、此輩敢て今の王室を蔑視するに非ず、往古より其至尊たることをば了解して、今日に在ても朝廷に忠義を盡す筈の者なりと云へば決して之を拒む者もなく、上下尊卑の分は誠に明白にして全國の士民眞實に王室の臣民たるに疑を容れずと雖ども、其忠義の情に至ては未だ厚しと云ふ可らず、蓋し民の情を得んとするには歲月を経るの外に方便なきことならん。又廢藩の一舉より日本國中門閥の舊法を變じて商賈の新世界を愛し、是亦忠義の古風を薄くする原因たらざるを得ず、商賈射利の氣風と忠義武勇の氣風と兩立せざるは固より明白なる事實にして現に今日に在て既に其徵あるを見る可し云々と。

王政復古は未だ忠義心の變化を意味せず、廢藩置縣に至つて、君臣と主従、謂はゞ公と私との區別を覺りしこと、自由平等主義の社會國家には忠義心薄らぐといふ趣意であるが、更にその數頁後には「忠義心は元と心醉の情より生ずるものにして、利害損得、道理の勘定に出たるものに非ず」とし、封建時代諸藩の士民が、その藩主に對し、人に笑はるゝ程までに熱烈なる忠義心を持ちたりしは、自他藩相比較し相競争するの念から生じたものである。弊邑、寡君、尊藩、貴國等の字も、かゝる彼此分別競争の人情が籠つてゐた。然るに、廢藩以後は我日本も唯一政府と爲り、國主として仰ぐものは唯一の王室あるのみにして、國中他に比較す可きものがない。此時に當て此政府を我政府とし、此王室を我王室として、人民一般に忠義の熱心を養ふの法は、唯日本の外に外國あるを知ること、舊藩の士民が隣藩あるを知るが如くならしむるに在るのみ」と主張した。而して此の外國あるを知ることは、いろいろな途を通じて、我朝野國民が充分になし得たところである。福澤翁の見込通り

に世の中は行つたと云つてよからう。

予はこゝで翁が愛國心と忠義心を分たざりしことを思考の不足として責むる考は毛頭ないが、この一例や、翁の君臣主従の分析論によつて推せらるゝ如くに、維新前の人々が用ひてゐた忠義といふ言葉には色々の要素から来る道徳が含まれてあつたことを特に注意したい。就中御上といふ言葉によく出てゐる爲政者、主君といふ言葉によくあらはるゝ食祿の給與者といふ如き考は最も直接に働く。これは朝廷に對しても同様で、所謂 Reign するものと、Govern するものとは同じものと考へてゐる。それ故に皇室や天皇といふよりも、朝廷といふ言葉が用ひられ、皇室の尊嚴は實際の政權を握らせ給はずんば恢復せられたものでないと考へる。民權問答(二篇、明治十一年兒玉彰二著)に云く、「吾子又我徳川氏末世ノ名ヲ知ラズヤ、抑壓ヲ務メ、公議ヲ擯ケ、暴横殘酷至ラザルトコロナシ。於是乎、憂國ノ士名ヲ攘夷ニ藉リ、頻々勃興シ、事ヲ復古ニ托シ、明治維新ノ盛舉ヨリ美ヲ十年ノ今日ニ見ルヲ致ス」と。之に依ても知らるゝ如く、幕府は、國體上許さるべきでないといふ名分論よりも、政治上に失態ありといふ政治論によつて斃れたところが多いやうに思はれるのである。だがそれはともあれ、かく主權者としての天皇と、執政當局としての朝廷とを不可分のものとして考へることは、維新當初の政權の運用、政局の推移の上に鮮かに顯現し、此時期政界の特色をなしてゐることは、今更喋々を要せぬところである。然しそれも短期であつたやうに、今人間平等、舊弊打破の叫びが盛

となれば、當然最後には君主と政府との間に區別が考へられねばならぬ。前記「學問のすゝめ」でも幕府に政府といふ字を當て用ひた（六篇その他例多し）。同じ福澤氏の「皇室論」は、明治十五年五月の發兎であるが、その思想内容は、「學問のすゝめ」などよりの當然の歸結である。即ち帝室は、實際政治の權外に立ち、德義の保持者として人民との情愛の上に立ち、以て人心收攬の中心たらるべし、政治に干與する者、亦決してその尊嚴と神聖とを濫用すべからずといふのであるが、その冒頭には、之を古來の史乘に徵するに、日本國の人民が此の尊嚴神聖を用ひて直に日本の人民に敵したことなく、又日本の人民が結合して直に帝室に敵したことなし、……鎌倉以來世々亂臣賊子と稱する者ありと雖ども、其亂賊は帝室に對するの亂賊に非ずして北條足利の如き最も亂賊視せらるゝ者なりと雖も、尙且大義名分をば蔑視するを得ず、左れば此亂臣賊子の名は日本人民の中にて各主義を異にし、帝室を奉ずるの法は斯くの如くす可し、斯くす可らずとて互に其遵奉の方法を爭ひ、天下の輿論に亂賊視せらるゝ者は亂臣賊子と爲り、忠義視せらるゝ者は忠臣義士たるもの。

と言つて、それ故に帝室から見らるれば、忠亂何れも臣子であつて、彼の維新の時に當つて一時方向を誤り、官軍に抗したる者の如きも、事收まるの後は之を赦さるゝのみならず、又隨て之を撫育し給へり。されば彰義隊の如きも十五年後の今日では「我日本には勇士多き事なる哉、今にして之を想へば死者は憐む可しとて一度びは勇士の多きを悦び、一度びは其勇士の死亡したるを憐み給ふことならんのみ」と察し奉り、さてその次には、「右の如く我日本國に於ては、古來今に至るまで、眞實の亂臣賊子なし、今後千萬年も是ある可らず、或は今日にても、狂愚者にして其言往々乘輿に

觸るゝ者ある由傳聞したれども、是とても眞に賊心ある者は思はれず、百千年來絶えて無きものが今日頓に出現するも甚だ不審なり、若しも必ず是れありとせば、其者は必ず瘋癲ならん」と結論してゐる。江藤新平が司法卿時代刑法編纂のことあるや、副島種臣大逆罪の削除を主張したると同じやうな話であるが、これ程までに、崇く親しく皇室が考へられた故にこそ、明治の日本は外人の豫想を裏切つて、分裂鬭争することなく、又「復古論」にさへ云つてある様に七八十年間も亂世が續くことなく恩怨を忘れて、全國全民一體融合、眞に王道蕩々たるの一大日本國民社會を造り上げ得たのである。見よ、明治元年九月といへば東北の亂平いで旬日ならざるのに、御東幸の警備は沿道諸藩——その中には八百萬石から七十萬石に減されて移轉したばかりの靜岡藩もある——にまかせられたではないか。いなその御東幸も、一に「東西一視」の御考であつた。當時議定にして、先帝御一年祭のため還京あらせられた時の御留守をあづかつて居た正親町三條大納言實愛の日記（續愚林記）明治二年正月八日の條には、「一、徳川人ヲ不被憎様ナラデハ不相成ノ事」といふ文句がある。まことにこれある哉である。幕府が故意に對立牽制せしめた諸藩、諸寺でもかくしていつしか恩怨を忘れた。日本國民社會は皇室の下に直接結合するのでなければ、一致團結は出來ないのである。

一七、自由民權家の天皇觀

言路洞解、階級打破の思想はかくして幕末から尊王攘夷運動の一内容をなしてゐたのであるが、

それが一層進んで、天賦人權自由平等の叫びにまで行つたのが所謂自由民權運動である。だからこれから後の民權家が自ら志士を以て任じ、社會も亦それを許してゐたのは、理りである。」ただ時勢已に天皇の大御代に歸り、名は王政となつてゐたが爲に、彼等はその出づる處自ら天皇の御眞意、建國の本義を高調し、現下の政情を批判せざるを得なかつた。「臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而モ獨リ有司ニ歸ス」（民選議院設立建白）、有司專制の叫びこれである。そこで時代は天皇と政府とを分つことを覺えた。そして天皇の大御心は、有司の施行してゐる通りではあらせられないと忖度する。然し、この忖度の裏には、天皇の思召は斯く在るべき筈であるといふ理論が働いてはゐないか。無論これは古來の漢學者もやつてゐた。「天」といふ思想の如きはこれである。「公」といふもそれである。さういふ東洋的の素材がある所に、新しく西洋流の自由平等の理論と實例とが加つたので、愈々はつきりしたものになつた。がこの場合一層都合よいことには、維新の大義を皇祖天神の名に於て宣明せられた、五條の御誓勅がある。かくて政府者、保守家の考への如何に拘らず、時勢は踏々として人間平等、天賦権理の思想に移つて行つた。「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」から天皇をいかに解し奉るか。それには先づ政府の考方から説明した方がわかり易い。

加藤弘之の「眞政大意」（二卷、明治三）は、小學校の教科書にも用ひられて、維新の啓蒙運動に大な

る貢献をなしたものであるが、それは氏が先に著した「立憲政體略」が、憲法政治の法規的紹介なりしを補うて、その運用の精神を論じてある。そして、先づ治國の本意を明して、安民の外に何事もないと斷じ、政治は偏に之を目的とすべし、それには政治家たるものは、第一に人の天性と國家政府の起る所以の天理を知らなければならぬといひ、それは、人は天の尤も愛し玉ふ者なれば、之に萬福を與へんとするのが天意、その萬福は不羈獨立の情を満足せしむるに初まる、これが権利と義務の始りである。然しそれは、各人區々では衝突するから、國家政府が立つて、億兆を制駕統一するのである。だから、政府の制駕は、人民の不羈獨立の自由を達せしむる方便で、政府の勝手なものでない。それ故政府と人民との間にも、權利と義務の關係が生ずるとして之を説明し、次には、政府はそれ故に人民を保護し、勸導するのが職掌であると説いてある。今日から見れば極めて平凡な道理であるが、當時の人間には、全く違つた世界の説明であつたらう。だから然るに「君主擅制ノ國々マデハ天下億兆ハ國君ノ私有僕妾ト云フ論故、其臣民タル者ハ國家ノ事ニ付テハ勿論、自己ノ事トイヘドモ自在ニ處置スルト云フ事ハ、決シテ出來ヌ事デ、所謂不羈自立ノ權利ト云フモノガ少シモ立タズ、善惡邪正ノ論ナク、唯命惟レ從ハネバナラヌ」それ故、政府と人民との間に權利義務杯あらう道理は夢にもない。況んや億兆の爲に一君ありと云ふが如きは、異邦のことと、我皇國にはあらぬ事だといふ説を難破して、天祖の皇孫を降し給ひしは、億兆を愛憐遊ばす御心から出たこと

で、「汝皇孫就座而爲安國平然安然所知看於此之天日嗣之高御座」といふ詔にはつきり出てゐる。仁德至皇も「天之立立君本爲百姓、故君以百姓爲本」と仰せられたと辯解してある。

此の考は、我建國の御精神を忖度し奉れば、否定出來ぬ。だが民權家はこれ位に止らぬ、更に進んで「君主も人なり人民も人なり、決して異類のものにあらず、唯同一の人類中に於て、尊卑上下の分あるのみ、人と牛馬とは天然尊卑の別ある異類のものなれば、人が之を私有とし、自由に使用するも固より當然なれど、君主は然らず、然るに天下の國土は、悉く一君主の私有物、その内に住する億兆の人民は、悉く臣僕にして、君主は之を牧養する任あると同時に、意のまゝに制馴するを得べく、臣僕は唯命これ従ふを當然の務なりと思ふは、未開野蠻にして、嘗て國家國民の眞理を知らざるが故である。元來、天下の國土は君主の私有ではない、只之を管理するの權が君主にあるばかりである。加之、國家の主眼は全く人民にあるが故に、君主は實に人民のために存し、政府またその保護勸導、安寧幸福を計るためにある。然るに我國學者流の輩が、特に皇統一系のみを誇稱し、妄りに尊王卑民の説を唱へ、凡そ本邦に生れたる者は、只管天皇の御心を以て心とし、天皇の御事であれば善惡邪正を論せず、唯甘じて遵從するを眞の臣道なりと説き、之を以て本邦の萬國に卓越する所以となすは、甚だ陋劣野鄙である（加藤弘之著、國體新論）と言ふまでになつた。而も又、これを天道によつて價值づける。兒島彰一なる人が、明治十年に著した「民權問答」は、國體新論の影響を

受けたものと思しきが、その中には、

天ノ人ニ生ヲ附與スル必ス又其上ヲ保全スヘキノ才力ヲ賦ス。故ニ宇宙ノ間ニ生息スルニ當テ其才力ヲ自由ニスルヲ得ル、是レ之ヲ天道ニ從フト云ヒ之ヲ自由ニスルヲ得サル之ヲ天道ニ違フト云フ。人民各自ノ自由ヲ一ニシ其衆望ヲ達セシムル、之ヲ君主ノ義務ト云フ。義務在テ而後權利從フ、其義務ヲ盡サシテ其權利ヲ擅ニスル、之ヲ暴政ト云フ。暴政ナレハ人民内ニ怨ミ列國外ニ窺フ、如此ニシテ未タ能ク其國ヲ保全スル者ヲ聞カサルナリ。君主若シ其國家人民ヲ以テ私有物ナリトセハ憲法ハ君主一人ノ憲法ニシテ國家人民ノ憲法ニ非ス。刑賞與奪ニ君主ノ愛憎ニ出ツレハ億兆ノ疾苦其レ將タ如何ソヤ。天祖ノ天孫ヲ此國ニ降セル、此國ヲ興フト曰ハス此國ヲ治メヨト曰ヘリ、是レ此ノ國人ヲ以テ天孫一人ノ私有物タラシメサル事明ナリ。何爲レソ人民ハ君主ノ人民、政府ハ君主ノ政府ト謂フヤ云々。

とある外、「天ノ人ヲ生スル、未ダ始メヨリ上下ノ別、君臣ノ義ナルモノアルニ非ルナリ、漸ク人類ノ繁殖スルニ隨ヒ有力者ノ其鬭争苦情ヲ修理スルアリ、是レ其君臣ノ名生スル所以ニシテ、政體ノ起ル原因ナリ」とか、「二神如何ナル靈德有リト雖モ、國土ヲ產出スルノ道理覆載間決シテアル事ナシ、國土人民豈盡ク天皇ノ所有ナランヤ、天祖ノ天孫ヲシテ此土ニ降臨セシムル、固ヨリ人民ノ爲ニシテ、天孫ノ爲ニアラズ、是故ニ天子ト雖モ、若シ此ノ蒼生自由ノ通義ヲ壓抑シ、權利ヲ束縛スル事アラハ、則チ方今縣令等ノ勅命ヲ奉シ地方ニ赴任シ、其牧民ノ職ヲ失スルト一般ニシテ、豈之ヲ天祖ノ神慮ニ背カストセンヤ」といふ文句もある。勿論我皇室は公恩深遠、かゝる理屈を以てしても、一も融通せさせ給はざるところなきが故、言ふ處はないものの、然し臣子の分として之を見るときは、甚だ以て分を過ぎて居ること、穩かならぬことである。思想の動搖見るべきではないか。大教

宣布の運動が成功しなかつたのも、宜なる哉。然し又此の書も、その啓蒙する對象と倣した未開化者舊式思想家の數を、「我全國三千餘萬ノ兄弟ヲ見ルニ、足下ノ説ク如キ者猶ホ十ノ八九ニ居ル」といつてゐる所に、大衆の思潮を察せしむるものあり、それ故に之より少し前、彼の賣れツ子の福澤諭吉が學問のすゝめ第七篇に、國民の職分を論じ、國法に從ふべきも、若し政府が分限を越えて暴政を行ふときは、一、節を屈して政府に從ふか、二、力を以て政府に敵對するか、三、正理を守つて身を棄つるかの三法あり、一は惡例を後世に遺し、天下一般の弊風を醸す、二は内亂の罪となる。三は寸兵を用ひず、正理を以て政府に迫ることにて最上なり。かくして、世を患へて身を苦しめ、或は命を落すものをマルチドムと言ひ、その失ふ所は一身なれども、功は千萬人を殺し千萬兩を費したる内亂の師に優るとし、

古來日本にて討死せし者も多く切腹せし者も多し、何れも忠臣義士とて評判は高しと雖も、其身を棄てる由縁を尋るに多くは兩主政權を争ふの師に關係する者歟、又は主人の敵對等に由て花々しく一命を抛ちたる者のみ、其形は美に似たれども其實は世に益することなし。己が主人のためと云ひ己が主人に申譯なしとて唯一命をさへ棄ればよきものと思ふは不文不明の世の常なれども、今文明の大義を以てこれを論すれば是等の人は未だ命のすてどころを知らざる者と云ふ可し。

と云ひ、果ては之を權助が主人の使に行き、一兩の金を落して途方に暮れ、旦那に申譯なしとて、思案を定め、並木の枝にふんどしを掛けて首を縊りたると同じこと、世の文明には曾て益ないことであると論ずるや、世論は直に楠公の忠死を權助の大死と同視したりとて囂々憤起、非難攻撃の焦點

となるに至つたのである。だから如何に民權家が「夫レ造化ノ人ヲ生スルヤ億兆皆同一轍ニシテ、素ヨリ上下貴賤ノ品別アルコトナシ」、「普天率土、王土王民トハ固ヨリ無稽ノ妄語」、「今日ノ日本ハ昔日ノ日本ニアラズ」（民權）などゝ疾呼しても、最後に歸着するところは、

成程國會や我々人民が尊くて政府は卑きといふと、勿體なくも天子様の御位に附て不審の起るは尤も千萬なり、然るに天子様の尊き事は上も無き事にて、國會や我々人民や政府や皆孰れが尊く孰れが卑きと言ふ事が出来るなれど、天子様は尊きが上にも尊くして外に較べ物の有る譯のものではない。畢竟天子様は政府方でも無く國會や我々人民方でもなく一國衆民の頭上に在して、別に御位を占させ給ふて神様も同様なり。別して我日本の天子様は神武天皇以來皇統連綿として絶ること無く、御世毎に聰明仁慈に渡らせ玉ひ、民を惠むこと父母の如し、されば古より折々は反逆を企てる者無きには非ざれども眞に御位に向ふて弓をひきし者は一人も有ること無し、時勢如何に轉すればとて、人情如何に變すればとて、我國人民の身として天子様の御位に對し奉りて兎や角と啄を動す物はよも有らじ。（明治二十年七月出版中江篤介著平民の目さまし）

といふものであつた。蓋し恩徳の至れる御積徳と、之に育成されて來た、國民の素養の深厚なるが故でなければならない。それにしても、大變革には、いつも合理主義の精神が強く働くもので、佛蘭西革命には理性の神を祭ることさへした。我維新も然りで、舊弊打破の叫びの奥にはこれがある前出福澤諭吉の正理の説の如きは、その適例であるが、その正理は、國家の目的は、人民の自由を保持し、その衆望を達せしむるにありと考へるときになつても、融通無碍、これにそのまゝ妥當して讚仰し得る所に我が皇室の有り難い所がある。然りこれあるが故に自由民權家も猶志士たり得、忠義の士たることが出來た。皇道の正大公明なる性質が、國民の尊敬崇拜の觀念を義まで高めてく

れたといつてよい。何となれば忠は情の分子が多いのに、それが義となるのは正理にかなはねばならぬからである。

一八、自由民権家の政府觀

さて今度は政府をどう見るかといふこと、これを天皇から離して考へた故に、有司擅制の語も出た。形式論からすれば、言ひ遁れやうなき叛逆罪を犯した人々も、北條足利の如く國民の憎惡を買はなかつた。否彼等は憂國の士、否運の臣として、今猶多數の同情者を持つてゐる。前原、江藤、西郷等の賊名を負うた人々を始め、後年種々な罪名を以て禁獄せられた民権家は皆さうではないか。

思ふに彼等が爾く寛假さるゝのは、第一に、眞の逆臣でないといふことが先づ働いてゐるが、その他にも、彼等が私心を以て動いたのではないといふことゝ、これに反して、當年の政府者に不徳ありとする感情が強く働いてゐるからである。南洲翁遺訓を見ると、明治七八年の交、在朝の權臣が私財を蓄へ、壯麗な邸宅を營み、妾婢を圍ひ居る様を見て、戊辰戦歿の先友に面目がないと涙してゐる所がある。加之、當時の權臣にして、或は政商と結托し、或は威權を濫用して、巧に衆目を眩まし私利私欲を圖つたといふ風評のなかつたものは、殆どこれなしである。そんなものが、どうして世の望を維いで、上に立つて萬民を德化し得るものか。況んや振蕩二十年の後を承けて、今又新しく天賦自由の學說に眩惑したる時に於いてをや、鳥尾小彌太の時事談(明治三十一年刊)に曰く、

維新以來いかなる間違にや世間一般に早晚となく、公義心薄らぎて私心次第に增長し、昔は天晴れ尊皇愛國を以て身を起せし人も漸く權を挾みて我意を慕り能を持みて國事を自在せんと欲するに至る。斯る折から西洋の臭味を引きて先づ政治社會に吸入し來り、各々得手勝手の處を會得し、其朝にあるものは西洋政治家の英風を學び、其野にあるものは西洋民權家の豪氣を學び、道德を泥土に視て壓倒を經術と爲し、猜疑妬嫉隱然黨を結て相擠排し、遂に西洋流の政治小説めきたる活芝居を演出するに至れりと、而してその前後には、夫れ一團の治亂は人の治亂に基づき、人心治亂の活機は、公心と私心との別れのみ、その公心とは、義を取るの心をいふ。私心てふものゝ内、元來皇國の皇國たる物體は已に存せず、然るに、人各漠然國の爲と稱して、百方私意私見を逞うし、朝に立つ者は威權を挾みて下を箝制し、野に在る者は相帥ゐて不服を唱ふ」と云つてある。憂國鳥尾將軍の如きからすれば、實にかく思へたのであらうが、然し猶我國民の歩みは、總計に於ては、決して誤つてゐなかつた。その證據には、こんな邪惡な空氣の漂ふ混亂爭鬭の中から、明るい後年の明治日本國民社會が出現したではないか。今本節で政府觀を見んとするのは、實にその思想的推移を看取せんが爲である。

それには、又おのづから自由民權家の所説を討ねばならぬ。先づ福澤氏の學問のすゝめ（第二）には、政府と人民との關係を説明し、「兩者はもと同一體なるも、職分を區別して、政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ず此法を守る可しと固く約束したるものなり、譬へば、今日日本國中にて、明治の年號を奉する者は今の政府の法に従ふ可しと條約を結びたる人民なり」といひ、之によつて、百姓町人は年貢運上を出して、固く國法を守ればその職分を盡したもの、政府は、年貢運

上を取つて、正しく其使拂を立て、人民を保護すれば職分を盡したもの、これが兩者の権理通義である。然るに「幕府のとき、政府のことを御上様と唱へ、御上の御用とあれば馬鹿に威光を振ふのみならず、道中の祝籠までもたゞ喰ひ倒し、川場に餌を拂はず、人足に貢餌を與へず、甚しきは丹那が人足をゆすりて酒代を取るに至れり、沙汰の限りと云ふ可し、或は殿様のものすきにて普請をする歟、又は役人の取計にていらざる事を起し、無益に金を費して入用不足すれば、色々言葉を飾て年貢を増し、御用金を云ひ付け、之を御國恩に報ゐるといふ、抑も御國恩とは何事を指すや、百姓町人等が、安穩に家業を營み、盜賊ひとごろしの心配もなくして渡世するを、政府の御恩と云ふことなる可し」と批判してゐる。

かうなれば、政府と人民とは相對である。政府は國民の總名代となつて、事を爲すべき權を得ただけのこと、自然、政府の爲す所は國民の爲す所、國民が政府に從ふは、政府の作りし法に従ふに非ず、自ら作りし法に従ふなり、従つて政令の權柄を政府に任せたる者は、かりそめにも、この約束を違へて公法に背くべからず、敵討の如きは私裁であつて、此點から許すべからざるものである。我親を殺したる者は、其國の法を亂した公の罪人であるから、之を捕へて刑に處するは政府の職分であり、又之に限る權利で平人の拘るところではない。若し此について、不當な取扱があれば、その事を政府に訴へるのみ。何等のことあるも自ら手を下すべからず。私人が人を殺す理はないからで

ある。此の點から云て、赤穂四十七士は世に之を義士と唱へるけれども、大間違ならずや、此時日本の政府は徳川なり、淺野内匠頭も吉良上野介も、淺野家の家來も皆日本の國民にて、政府の法に從ひ其保護を蒙るべしと約束したるものなり。然るに一朝の間違にて、上野介内匠頭に無禮を加へしに、内匠頭これを政府に訴ふることを知らず、怒に乘じて私に上野介を切らんとして双方の喧嘩となりしかば、徳川政府の裁判にて内匠頭へ切腹を申付け、上野介へは刑を加へず、此一條は實に不正なる裁判と云ふ可し、淺野家の家來共、この裁判を不正なりと思はゞ、何が故にこれを政府に訴へざるや、四十七士の面々申合せて、各其筋に由り法に從て政府に訴出なば、固より暴政府のことゆゑ、最初はその訴訟を取上げず、或は捕へて之を殺すこともあるべきなれど、假令一人殺さるゝも恐れずして代り訴へ出で、隨つて殺され隨て訴へ四十七人に及ばゞ、如何なる惡政府も遂には其理に伏して、上野介にも刑を加へて裁判を正しうすることあるべし。斯くありてこそ始めて眞の義士である云々。こんな議論も出たが、固よりこれは人間社會をまるで木石の寄り合ひの様に思ひ、人間の情意を持つてゐること、社會の思想は時代によつて變化してゐることを全く無視した暴論であるとはいへ、人民と政府との關係の説明としては成功した引證たるを失はない。

社會が階級的に固定し政權がそれに纏ひ付いてゐる時には、上下の意思が疏通すべき途のあらう筈なく、民意や輿論が政治の表面に表はるべくもない。暗殺や叛亂といふ直接行爲はこゝに起因が

ある。そして若しこれが時代の道徳思想の是認を受ければ、人々は天意天誅の名を以て之を呼ぶ。然し若し、眞に人民が平等の單位で國家をつくり、その統制が民意のまゝに政府者によつて行はれるならば、天誅といふ如きものは存在の餘地がないのである。「私裁の、最も甚しくして政を害するの最も大なるものは暗殺である。これは或は私怨に出で、或は餓を奪はんとするに起る。こんなのは本人も罪人の積であるから論はないが、所謂ボリチカルエネミイ(政敵)を悪んで之を殺すものがある。之は天下の事につき見込を異にする者が、私の見込を以て他人の罪を裁決し、政府の權を犯して、恣に人を殺して恥ぢざるのみならず、却て得道の色をなし、自ら天誅を行ふといへば、人は報國の士とほめる。抑々何たる不道理ぞや、何人も先づ我身を思はゞ、そは國法を守りて身の保護を受くべしと政府に約束したる者である。だから若し國法に不平の箇條を見出しか、國法を害する人物ありと思はゞ、靜にこれを政府へ訴ふべきではないか、それに政府を差置き、自ら天に代りて事を爲すとは、商賣違ひも亦甚しい。畢竟この類の人は、性質律義なれども物事の道理に暗く、國を患ふるを知て國を患ふる所以の理を知らない者である」云々。かくして陰惨危殆な幕末維新の空氣が漸次明るく軽いものになつて行く。上政府を高座から引き下げ、下人民を解放することによつて、つまり封建時代の不當に擴大された忠義觀念がだんづく清算されて行くのである。

「俗夢驚談」といふ本がある。明治九年十月 中島勝義(前年評論新聞記者たりしと)
き筆禍を佑ひしことあり)の著はす所であるが、

その中に國賊叛氏の新解釋を提唱して、自由民政家のために萬丈の氣焰を吐いてゐる。

國賊叛民とは一國人民人民の幸福安寧を妨害するもの、ことで、人の身分、職業官位等に關係しない。然るに和漢の歴史では屢々 政府と議論を東西にし官吏と所見を異にするものをこれなりとして死刑流罪に處したものである。豈亦咄々恠事ではないか。こ れ蓋し普天卒土王土王民と稱し一國を以て政府の獨有物とし、人民を官吏の奴隸視し、牧民などの失敬な文字を作り、甚しきは 切捨御免などを許したからである。然るに今や天皇陛下は聖詔を下して天地の公道に基き、舊來の陋習を破り、萬機公論に決すべきことをなされた。斯に於て一民も天下は天下の天下たるを知らざるはない。従つて權柄は盡く政府のみ集り、威力は官吏にのみ歸するバルバリー啻ならざる不條理は除かねばならぬ。

人民にして政府と議論を違へ、官吏と所見を異にし、直言痛論之に對抗し、之をして己の意に服従せしめ其體面を一洗せんことを願ふ者は之を稱してボリチカル・エネミー即ち政敵といひ政府の對手と云つてよい、之を國賊叛民と稱すべからず。蓋しこれは時弊を矯正し以て我々人民の安寧幸福を計らんとする者で、實に愛國憂世の士である。

若し今政府に抵抗するの政敵を以て、直ちに國賊叛民と同一視して可なりとせば、往時薩長土諸藩士が正論を以て徳川政府に抗し王政一新の偉業を奏せし者は何といふべきか、然るに公議輿論は啻に之を國賊叛民と云はざる而已ならず、却て之を愛國憂世の士と稱してゐる。これ蓋し其抵抗した所以のものが一國人民の幸福安寧に裨益したからである。若し幕府をして金甌無缺の政を行はしめ、上は天皇陛下を輔翼し奉り、下は我々人民の保護を始め、政府たる所以の職分を盡さしめば、誰か之に抵抗して其體面を一洗せんことを願ふものあらんや、若しこれあらばそれこそ國賊叛民のみ、然らば政府暴逆なるに當つて之に對抗し、官吏殘酷に際して之を刺衝し、議正諫論其威焰を撲滅して社會の安寧を保護し世上の幸福を維持し、その身を殺すも仁を成さんとするが如き壯士の國家に出づるのは、豈國家の將に開明の佳域に進むの前兆として喜ぶべきではないか。

まことに、彼等自由民權家は、斯の如き信念を以て、あらゆる壓迫をも意とせずに奮迅した。それは言ふまでもなく、「古來我國ノ治政護國ノ責任ヲ負フタル者ハ、只少數ノ武家ニ止リ、社會ヲ組織

スル大數ノ人民ハ、自國ニ住スルコト恰モ旅店ニ宿泊スルカ如キ有様ヲナシ、モ、今ヤ然ラズ、世運變遷シテ治世護國ノ責任ハ、全ク三千餘萬ノ頭上ニ罹レリ」（明治十六年刊大石）といふ新しい責任感が背後から激勵してゐたからである。

一九、憲法制度と忠義觀念

民權家の此の主張はまことに正しい。詮じて云へば江戸期の封建國家から明治の立憲國家に遷つたことの、思想的進歩は第一にこゝにある。とはいへ、彼等の叫びには、又未だ充分に我國體皇室の本義をつきとめない處があつた。明治十五年三月自由黨總理板垣退助が、土居光華に口授して東海曉鐘新聞に掲げしめたる「自由黨の尊王論」なるものを見よ、「世ニ尊王家多シト雖モ、吾自由黨ノ如キハアラサルベシ、世ニ忠臣少カラズト雖モ、吾自由黨ノ如キハアラザルベシ」といふ冒頭にて、吾黨の尊王は彼輩の尊王と其旨を異にし、尊王主義を以て、立憲政體の事業に從事する者である。彼輩は常に尊王主義を誤り、有司專制を助長し立憲政治を妨害する。即ち彼輩は我 皇帝陛下を、魯帝の危難に陥らしめんと圖る者であり、吾黨は我 皇帝陛下に、英帝の尊榮を保たしめんとする者である。見よ、方今魯國は、其邦土廣く人民多しと雖も、帝王は驕傲無禮、人民を視ること土芥の如く、人民は卑屈野蠻、一人の權利自由を主唱する者なく、單に帝王を畏懼し怨望するのみ。英國帝の寶祚萬々歳、君臣各其權限を守り、檀橫抑壓なく、上下自由政治の間に逍遙すると宵壤も啻

ならず、それ故に言ふ、吾黨は我人民をして自由の民たらしめ、我邦をして文明に位せしめ、此上に陛下を君臨せしめて、無上の光榮と無比の尊崇を受けしめんとするもの、これぞ我君を堯舜にして、皇國を千載に傳へ皇統を無窮に垂れんとするものであり、彼輩私道を崇び聖勅を信せざるものと同日の下に論せらるべきでないといふ意を陳へてある。彼輩は薩長藩閥政治家を斥すことは言ふまでもなく、官僚に對する民權家の論鋒を見るべきである。

さて此の論は一見甚だ堂々たる趣旨を持つてゐるものゝ、細かにその英國崇拜の内容を検討すれば、その裏には何としても民衆の自由のため、文明のためといふ心があり、その奥には最大多數の最大幸福を至善なりとする功利的思想が控えてゐることを否めぬ様である。そして之が實に民選議院尙早論者、國粹主義者の贊同を得能はざりし所以であり、政府者輩からは、さも國政を害し、國體を危くするものゝ如く宣傳せられ、壓迫を加へられた原因である。だから 天皇と政府とを分つべきの論にしても

近時の政治家者流は我が 天皇陛下の我が國家の元首たる大義を忘れ、我が 皇室を以て西洋の王家に擬し、政府と皇室との間に分際を立て以て政務の自在を得んと欲するものゝ如し、其言に曰く斯くの如くなれば政治上の紛議をして皇室に及ぼすの患ありと、……恰も我が 天皇の政府を以て彼れはれの關係を絶ち切り、獨り西洋政學者の説を實行試験する所の如くに思念せり。一口に言はゞ政府と云ふ西洋流の大器械を据ゑ付け政事と云ふ西洋流の仕事を爲さんと欲するものゝ如し。(時事談)

といふやうな有力な反対が投げかけられる。實際當年の非民權家の胸裡には、我皇室の前途に對し

てさへ強度の杞憂が蟠つてゐた。かういふ一方の忠君觀愛國觀の支持を受けて、あんなに激しかつた民約憲法の大聲を排し、欽定憲法は大歓呼の裡に煥發せられたのである。「夫れ政府は天皇陛下の政府なり、即ち天皇の朝廷なり」といふ國民の歴史的信念はかくて日本立憲政治の施設と訓練の上に特別の色彩を印してゐる。

二〇、むすび

歴史は、要するに我々の先人が歩いて來た道を理解することである。數年來の幕末維新の研究熱は、諸種の資料の發見と紹介とを結果して、あの曲折多く波瀾しげき時代のことでも事件の實狀推移については、餘程悉しく又明瞭に知ることが出来るやうになつた。然し自分は、その事件の内面に潜入して推移の必然を知りたい。それがやがて明治日本の正體をつきとめることであり、同時に維新史の價値を知る所以だと考へる。そして先づ此の如き手段と方法とをとつて見たのであるが、それが良き方法なりや否や、またその成果は正しきや否や、その邊について廣く教示を仰ぎたい。